

平成18年3月13日 開会
平成18年3月30日 閉会
(定例第3回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第106号

平成18年第3回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成18年3月10日

大山町長 山口 隆之

- 1 日 時 平成18年3月13日 午前10時00分
2 場 所 大山町役場議場
-

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 1 8 年 3 月 1 3 日 (月曜日)

議事日程

平成 1 8 年 3 月 1 3 日 午前 1 0 時 0 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針の説明
- 日程第 5 議案第 9 号 大山町に収入役を置かない条例の制定について
- 日程第 6 議案第 10 号 大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 11 号 大山町風力発電事業基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 12 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 9 議案第 13 号 大山町退休寺高橋辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 10 議案第 14 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 15 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 16 号 大山町長等及び職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 17 号 大山町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 18 号 農村地域工業等導入促進法に基づく指定地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 19 号 大山町人権交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 20 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 21 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 22 号 大山町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 23 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 24 号 大山町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 25 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 22 議案第 26 号 平成 18 年度大山町一般会計予算

- 日程第 23 議案第 27 号 平成 18 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 24 議案第 28 号 平成 18 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 29 号 平成 18 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 30 号 平成 18 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 27 議案第 31 号 平成 18 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 28 議案第 32 号 平成 18 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金
貸付事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 33 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 30 議案第 34 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 31 議案第 35 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 32 議案第 36 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 33 議案第 37 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 38 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 39 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 40 号 平成 18 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 37 議案第 41 号 平成 18 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 42 号 平成 18 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 43 号 平成 18 年度大山町中山財産区特別会計予算
- 日程第 40 議案第 44 号 平成 18 年度大山町上中山財産区特別会計予算
- 日程第 41 議案第 45 号 平成 18 年度大山町下中山財産区特別会計予算
- 日程第 42 議案第 46 号 平成 18 年度大山町逢坂財産区特別会計予算
- 日程第 43 議案第 47 号 平成 18 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 44 議案第 48 号 平成 18 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 45 議案第 49 号 平成 17 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 46 議案第 50 号 平成 17 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 47 議案第 51 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 48 議案第 52 号 平成 17 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 49 議案第 53 号 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 50 議案第 54 号 平成 17 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金
貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 51 議案第 55 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 52 議案第 56 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 53 議案第 57 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 54 議案第 58 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 55 議案第 59 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 56 議案第 60 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 57 議案第 61 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 58 議案第 62 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 59 議案第 63 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 60 議案第 64 号 平成 17 年度大山町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 61 議案第 65 号 平成 17 年度大山町索道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 62 議案第 66 号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更
する協議について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針の説明
- 日程第 5 議案第 9 号 大山町に収入役を置かない条例の制定について
- 日程第 6 議案第 10 号 大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条
例の制定について
- 日程第 7 議案第 11 号 大山町風力発電事業基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 12 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 9 議案第 13 号 大山町退休寺高橋辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 10 議案第 14 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 15 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 12 議案第 16 号 大山町長等及び職員の給与の特例に関する条例の制定につい
て
- 日程第 13 議案第 17 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 18 号 農村地域工業等導入促進法に基づく指定地域内における固定
資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 19 号 大山町人権交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 20 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 21 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第 18 議案第 22 号 大山町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 23 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 24 号 大山町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 25 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 22 議案第 26 号 平成 18 年度大山町一般会計予算
- 日程第 23 議案第 27 号 平成 18 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 24 議案第 28 号 平成 18 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 29 号 平成 18 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 30 号 平成 18 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 27 議案第 31 号 平成 18 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 28 議案第 32 号 平成 18 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 33 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 30 議案第 34 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 31 議案第 35 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 32 議案第 36 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 33 議案第 37 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 38 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 39 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 40 号 平成 18 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 37 議案第 41 号 平成 18 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 42 号 平成 18 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 43 号 平成 18 年度大山町中山財産区特別会計予算
- 日程第 40 議案第 44 号 平成 18 年度大山町上中山財産区特別会計予算
- 日程第 41 議案第 45 号 平成 18 年度大山町下中山財産区特別会計予算
- 日程第 42 議案第 46 号 平成 18 年度大山町逢坂財産区特別会計予算
- 日程第 43 議案第 47 号 平成 18 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 44 議案第 48 号 平成 18 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 45 議案第 49 号 平成 17 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 46 議案第 50 号 平成 17 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 47 議案第 51 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 48 議案第 52 号 平成 17 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 49 議案第 53 号 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 50 議案第 54 号 平成 17 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 51 議案第 55 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 52 議案第 56 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 53 議案第 57 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 54 議案第 58 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 55 議案第 59 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 56 議案第 60 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 57 議案第 61 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 58 議案第 62 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 59 議案第 63 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 60 議案第 64 号 平成 17 年度大山町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 61 議案第 65 号 平成 17 年度大山町索道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 62 議案第 66 号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について

出席議員（21名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富三郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口隆之	助役	田中祥二
教育長	山田晋	代表監査委員	椎木喜久男
大山支所長	田中豊	中山支所長	河崎博光
総務課長	諸遊雅照	企画情報課長	後藤透
住民生活課長	福田勝清	税務課長	坂田修
地域整備課長	押村彰文	産業振興課長	渡辺収
水道課長	小西正記	福祉保健課長	松岡久美子
人権推進課長	近藤照秋	学校教育課長	高見晴美
社会教育課長	麴谷昭久	観光商工課長	福留弘明
会計課長	金平隆哉	農業委員会事務局長	高見公治

午前10時開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、平成18年第3回大山町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番 吉原美智恵君、4番 遠藤幸子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします、本定例会の会期は、本日から3月30日までの18日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月30日までの18日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配りました「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣の結果報告書のとおりです。

次に町長から政務報告の申し出があります。これを許します。町長。

○町長（山口 隆之君） それでは平成18年3月定例議会における政務の報告を申し上げます。12月定例議会以降における各種事務事業の取り組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、総務課の関係でございます。機構改革の実施について、平成18年4月1日から次のとおり組織機構の改革を行います。

一つ、町税、住宅新築資金貸付金、上・下水道使用料、保育料等の各種滞納未収金整理と自主財源確保という至上命題に取り組むため、税務課の課内室として、職員3人から4人体制による滞納対策室を新設いたします。

二つ目、町内に4施設あります国民健康保険直営診療所の相互連携と事務を統括するため、新たに管理職の事務長を配置いたします。

三つ目、教育委員会事務局に、幼児教育課が新設されることにともない、福祉保健課の子育て支援室は、廃止いたします。

2、大山町職員の退職についてでございます。平成18年3月31日付で6人の職員から、一身上の都合により早期退職の申し出がありこれを受理いたしております。

次に、大山町行財政改革審議会の設置についてでございます。大山町行財政改革審議会の初めての会合を、平成18年3月1日に、12人の委員さん全員出席のもとに開催をいたしました。会長に森安 元義氏、副会長に中口三樹彦氏を選任したのち、町長が「大山町行財政改革大綱及び集中改革プランの策定について」諮問いたしております。

今後は、これらの諮問事項のほか、補助金等の適正化や公共施設の管理についても、ご審議いただきたいと考えております。

次に、庄内集会所の解体工事についてであります。庄内集会所解体工事を407万4,000円で松岡建設有限会社が請負、工事が完了しております。

次に、防災基盤整備事業についてであります。御来屋南区防火水槽新設工事を491万4,000円で有限会社ナカヤマが、ひかりが丘防火水槽新設工事を493万5,000円で松岡建設有限会社が、それぞれ請負、施工中であります。

次に庄内保育所下水道接続工事についてであります。庄内保育所下水道接続工事を192万1,500円で有限会社西山建設が請負、施工中であります。

次に、住民生活課関係であります。焼却設備修繕業務について、名和クリーンセンター焼却設備修繕業務を1,155万円で内海プラント株式会社と契約を行い、3月8日に修繕業務が完了し9日から焼却を行っております。

次に、企画情報課関係であります。まず大山振興計画について、大山振興計画の策定に向け、11月に町内の各種団体代表者等24名で「大山恵みの里づくりプラン策定プロジェクト推進会議」を組織しました。このプロジェクト会議に、大山ブランドの産品を育てるための「ブランド産品部会」、観光客等の交流人口を増やすための「観光交流部会」、自然景観や歴史文化の価値を高めるための「大山価値向上部会」の3つの専門部会を置き、それぞれの分野で具体的な行動計画づくりを進めております。

第2回プロジェクト会議では、『大山恵みの里発見ツアー』と題して、専門部会ごとに町内の名所旧跡や要所を1日かかりで視察をし、現状と課題等を共有化しました。第3回プロジェクト会議以降は、3つの専門部会に分かれて、個別の課題を整理しながら、その具体的な解決方策を議論しております。今月28日には、専門部会の検討結果をすり合わせ、中間報告としてまとめる予定であります。

なお、計画書の策定は今年の10月頃を目途としていますが、早急に取り組みなければならない課題については、18年度事業として組み立て、並行して取り組みを進めてまいります。

次に、総合計画の策定についてであります。総合的、計画的な行政の運営を図るための基本構想となります総合計画の策定作業は、合併協議会で作成された新町の建設計画「新町まちづくりプラン」をベースに内部検討を行い、総合計画の素案を作成しました。現在、各分野の有識者20名によります審議会に諮問をし、ご審議いただいているところであります。当初想定した3回の審議会を経ましたが、答申までにはもう少し審議の時間が必要とのことで、今回の議会に上程することはできませんでした。6月定例議会を目指し、鋭意取り組んでまいります。

次に、高田工業団地風力発電所の運転停止についてであります。高田工業団地風力発電所については年度当初からほぼ順調に運転をしておりましたが、2月7日21時16分頃の雷により約1カ月間停止をいたしました。被害を受けたのは風車本体から約20メートル離れた高圧受変電設備内の通信回線、電力監視設備などでした。不具合回線の修理、部品交換を行い、3月6日16時に運転を再開しました。復旧工事にかかる費用は予備費を充用して対応していますが、全国自治協会建物災害共済に加入しているため、落雷による損害については共済金が支払われます。現在その手続きをしております。今回の復旧工事での落雷対策としましては、被害のあった高圧受変電設備内の電話回線の保安器を設備の外にはずし、被害の拡大を防ぐよう考慮しました。

今後の落雷対策としましては地域情報通信基盤整備事業で整備をする光ファイバーの空き芯を利用して、風力発電所敷地内の通信回線をすべて光化し、被害を抑制するための検討をいたしております。また、故障発生から復旧までの期間短縮方法についてもあわせて検討中であります。

次に、広域バス路線利用実態調査についてであります。3月6日から10日にかけて広域バス路線利用実態調査を実施いたしました。調査路線は、日ノ丸自動車が運行する下市から坂の上間、日本交通が運行する今津から別所、草谷上、大山寺間そして下市間の6路線全便を対象にいたしました。短い期間であり、十分とはいえない面がありますが、この利用実態調査をふまえながら地方バス路線維持対策や交通弱者対策について検討を加えたいと考えております。この調査にあたっては、各バス会社の全面的な協力を得て行うことができましたことを合わせてご報告いたします。

次に、地域整備課関係でございます。町道改良事業について、町道退休寺樋谷線道路改良工事を318万2,550円で三鈷土木建設株式会社が、町道妻木寺坂線道路改良工事を451万5,000円で三鈷土木建設株式会社が請負、完了しました。町道潮音寺坂ノ上線道路維持工事を282万4,500円で有限会社ナカヤマが、町道下田中線外1路線舗装工事を304万5,000円で有限会社きのえが、町道押平所子線道路改良工事(2工区)を2,446万5,000円で有限会社大喜建設が、町道押平所子線道路改良工事(3工区)を682万5,000円で船越建設株式会社が請負、施工中であります。

次に、産業振興課関係であります。まず大山町企業連絡会議の立ち上げについて、従来誘致企業の情報交換の場として旧名和町におきまして「高田工業団地誘致企業連絡会」を組織し、情報交換をしてまいりました。合併に伴い高田工業団地内の誘致企業だけでなく、町内の他の誘致企業等にもこの主旨にご理解をいただき情報交換の場に参加をいただきたいと昨年末から今年1月にかけて企業を訪問してまいりました。15社から賛同をいただき2月17日には鳥取県商工労働部山口部長、西部県民局にもご参加をいただき「大山町企業連絡会議」を新たに立ち上げていただきました。今後、町内企業が一緒になり情報交換等の活動を通じて本町の産業振興に寄与いただけるものと期待をしておるところであります。

次に、水産振興についてであります。鳥取県漁業協同組合を事業主体とした御来屋漁港砕氷機設置事業は設計監理業務を113万4,000円で近岡建築設計事務所が、設置工事をホシザキ中国(株)が1,134万円で請負施工中であります。

大山支所ふるさと振興課であります。まず、元気な地域づくり交付金についてであります。中高地区暗渠排水工事を1,795万5,000円で三鈷土木建設(株)が、請負施工中であります。

次に、単県農業農村整備事業についてであります。門野地区堤体改修工事を275

万1,000円で(有)前田建設が、上万地区水路改修工事を252万円で松岡建設(有)が請負施工中であります。

次に、福祉保健課関係でございます。まず、子育て支援室関係から、保護を要する児童を支援するための体制整備についてであります。虐待その他、保護を要する児童について関係機関等が連携して支援していくために設置が法定化されている「要保護児童対策地域協議会」につきましては、10月20日に設置を公示し、12月14日に第1回の協議会を開催いたしました。今後、この協議会を活用し具体的なケースに適切に対応できるよう努めてまいります。

また、2月1日から児童・家庭相談の専用電話を開設しました。電話相談には、児童・家庭相談員が対応いたします。

次に、「大山町子ども健康会議」の設置についてであります。子ども達の生活リズムや食生活等、心と体の健康についての情報を共有し必要な対策を検討するため、教育委員会と連携をし、12月14日に「大山町子ども健康会議」を設立しました。

第1回目の会合では、旧3町からの取り組みについて情報交換しました。その後は『子ども健康会議通信』を2回発行し、構成団体相互の情報共有に努めております。

次に、人権推進課関係であります。まず、第13回大山町下田中解放文化祭について、12月3日・4日の2日間、下田中隣保館において解放文化祭実行委員会と共催により第13回大山町下田中解放文化祭を開催いたしました。初日の3日は保育所園児、小中学校児童、児童館や隣保館の各種学級等の作品展示。2日目の4日は、小学生学習発表、中学生人権作文発表をはじめ江嶋修作氏による「当たり前のことを当たり前」と題する同和問題講演会、中学生の解放劇「生きる2」のビデオ上映等を行いました。また、茶道教室による抹茶サービス、焼きそば、たい焼き、花、野菜等のバザーや炊き込み御飯、豚汁の振る舞いなどを行いました。2日間で町内外から約200人の参加があり、人権・同和問題について学習するとともに大いに交流を深めました。

次に、平成17年度大山町人権・同和教育研究大会についてであります。12月10日、保健福祉センターなわにおいて平成17年度大山町人権・同和教育研究大会を大山町教育委員会並びに大山町人権・同和教育推進協議会との共催により168名の方に参加いただき開催をいたしました。本大会では、元、国のハンセン病に関する検証・検討委員会委員の藤野豊氏から「同和問題とハンセン病」というテーマで講演をいただき、部落差別とハンセン病元患者の解放について大きな示唆を与えていただきました。続いて三つの分科会を開催し、差別と偏見のない人権尊重のまちづくりを推進していくことを確認しあったところであります。

次に、平成17年度大山町同和問題小地域懇談会についてであります。同和問題及び人権問題の早期解決に向け、全ての町民が同和問題を正しく認識し、差

別をしない、させない、許さない心と差別をなくすための実行力を身に付けることを目標に、10月17日から12月16日の2カ月間にわたり、166区・部落の5,946世帯を対象として小地域懇談会を行いました。今年度は、合併後初めての小地域懇談会であったため推進態勢などの調整に時間がかかりましたが、区長・社会教育推進員さんのご協力により、参加者は1,366人参加率22.9%、推進者は、延べ531名でありました。

次に、大山町下田中隣保館移転新築工事設計業務についてであります。1月16日、下田中隣保館移転新築工事設計業務を株式会社桑本賢一設計事務所に288万7,500円で業務を委託し2月20日に完了いたしました。

次に、水道課関係であります。まず下水道関係について、庄内地区マンホールポンプその35～38新設工事を604万円で株式会社中電工米子営業所が、県道旧奈和西坪線支障下水道施設移転（中継ポンプ施設）工事を483万円で鳥取電業株式会社、県道旧奈和西坪線支障下水道施設移転工事を500万9,550円で有限会社西山建設が請負施工中であります。光徳地区 JR 推進工事实施設計業務委託を630万円でジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社山陰支社が、御来屋地区実施設計業務委託その14を123万9,000円でダイニチ技研株式会社が、名和处理区変更認可業務委託を210万円で日本水工設計株式会社山陰事務所が業務施工中であります。

次に水道関係について、開拓地区専用水道、石綿管更新工事を367万5,000円で有限会社林原工業が請負施工中であります。

次に中山支所ふるさと振興課関係であります。逢坂浄化センター進入路舗装修繕工事を445万2,000円で岡田組が、甲橋水道管添架設計等業務委託を399万円で株式会社ウエスコ米子支店が請負施工中であります。

次に、観光商工課関係でございます、スキー場の営業状況について、今シーズンは全国的に豪雪となり、大山スキー場も例年より早くからリフト営業を始めることができました。12月10日には大山国際スキー場がオープンしたのを皮切りに、中の原スキー場も12月17日からリフト営業を開始いたしました。12月23日に行いましたスキー場開き祭は、2,200名の参加で盛り上がり、さい先のよいスタートとなりました。12月から1月初めまでは順調に推移したのですが、大山で雪ずり事故により死者が出た頃から入り込みの減少が始まり、2月末で、スキー場全体が前年比92.8%、中の原スキー場は前年比92.1%と大変厳しい状況となっております。現在のところ、雪があれば3月26日までは全ゲレンデで、大山国際スキー場は4月9日まで営業する予定といたして。

次に、学校教育課関係であります。まず、名和地区3小学校の統合についてであります。平成18年度に名和小学校を名目統合するため、現在の名和小学校児童を庄内小学校（西校舎）と光徳小学校（東校舎）に分けて通学するよう準備を進めておりま

す。

次に、教育施設整備について、名和中学校体育館屋根改修工事は、1,068万9,000円で、松岡建設有限会社が請け負い、工事が完了しております。名和中学校プール給水配管改修工事は、447万4,050円で、松岡建設有限会社が請け負い、工事が完了しております。大山小学校プール更衣室・便所改修工事は、1,680万円で有限会社八晃建設が請負施工中であります。庄内小学校フェンス等設置工事は、199万5,000円で松岡建設有限会社が請負施工中であります。庄内小学校仮設校舎建設工事は、1,023万7,500百円で有限会社小倉興産が請負施工中であります。また、この工事の監理委託業務を48万3,000円で有限会社羽子田設計事務所に業務を委託中であります。

次に、教育委員会の社会教育課関係であります。まずスポーツ推進室設置について、1月1日付けで社会教育課内にスポーツ推進室を設置いたしました。10月21日から24日まで開催される第19回全国スポーツ・レクリエーション祭の準備と町内社会体育施設の一体的管理運営、体育スポーツ業務に効果的・効率的に対処するために設置したものであります。全国スポーツ・レクリエーション祭は、大山総合体育館でソフトバレーボール、名和農業者トレーニングセンターで3B体操の開催に向けて準備を進めているところであります。

次に大山町成人式について、平成18年「大山町成人式」を1月8日に開催いたしました。昭和60年4月2日から昭和61年4月1日に生まれの新成人対象者、女性119名、男性141名の合計260名の内、当日は178名の出席があり、来賓の皆さまとともに新成人の門出をお祝いいたしました。式典では3地区公民館コーラスグループによる合唱でお祝いをしていただきました。久しぶりに出会った友達や中学校の恩師と近況を語り合ったり写真を撮り、楽しい時間を過ごしました。

次に大山町生涯学習推進大会についてであります。1月28日、「大山町生涯学習推進大会」を開催いたしました。生涯学習まちづくりについて基調報告をし、各地区で進められているむらづくりや「梨」をテーマに地域活動に取り組んでいるグループの実践発表していただきました。講演では、「住民主役のまちづくりと地域コミュニティ」と題し、生涯学習ゆめ・みらい研究所主宰 工藤日出夫さんに、社会の動きと住民参画の必要性について話していただきました。これからの生涯学習のまちづくりや地域活動について考える機会となりました。最後に国体記念スキー大会についてであります。第34回国体記念スキー大会を2月17日に大山スキー場で開催しました。この大会は、昭和47年2月に行われた冬季スキー国体を記念した大会です。幼児から中学生をクラスに、ジャイアントスラロームに181名、クロスカントリーに60名のエントリーがあり、保護者や友だちのたくさんの応援をうけ盛り上がった大会になりました。以上、政務報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針の説明について

○議長（鹿島 功君） 日程第4、施政方針の説明を議題にします。平成18年度大山町の施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） それでは18年度における施政の方針を申し述べさせていただきます。

中山町、名和町、大山町3町合併後の、初めての本格的な予算編成であります。平成18年度の歳入歳出予算を大山町議会に提出するにあたり、本予算を通じて今後の行政運営をはじめ施政の方針について一端を申し上げ、議会のみなさんと町民のみなさんにご理解とご協力をお願いする次第であります。

わが国の経済は、企業部門の好調さが家計部門へ波及し、世界経済が着実に回復するなか、地域によってばらつきが見られるものの国内民間需要中心の緩やかな回復が続くことが予想されます。物価は依然として緩やかなデフレ状況にありますが、政府の政策努力の強化・拡充により、デフレからの脱却に向けた着実な進展が見込まれております。

一方、わが国財政は、平成17年度予算では、公債費依存度が41.8%に及ぶなど、先進国のいずれの国と比較しても極めて深刻な状況にあり、また、高齢化の進展に伴う諸経費の増大や公債の累増に伴う国債費の増大により、歳入歳出構造はますます硬直化をしてきております。2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化に向け、歳入・歳出の両面において財政構造改革の取組みを強化し、将来世代に責任が持てる財政を確立する必要があります。

このため、国は平成18年度予算において、景気回復等による歳入面の環境改善に甘えることなく厳しく歳出を見直し、「歳出・歳入一体改革」の第一歩として、力強く踏み出すこととしており、総人件費改革、医療費制度改革、資産・債務改革、規制改革等を通じ「小さくて効率的な政府」の実現に取り組むこととしております。

平成17年度地方財政におきましては、経費全般にわたり徹底した節減合理化に努めましたが、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増により、平成8年以降連続して財源不足の状態にあり、地方財政の借入金残高は、平成18年度末には204兆円に達する見込みとなっております。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる財政構造改革の必要性を踏まえる時、引き続き地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、歳入面でも、自主財源について積極的

な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務と求められております。

平成17年度予算は、新大山町として旧3町の個性と工夫に満ちた魅力あるまちづくりを継承するとともに、財政の健全化や少子・高齢化対策などの地域の課題についても、議会のみなさんや町民のみなさんの深いご理解とご協力により取り組みを進めてまいりました。

平成18年度予算は、「三位一体の改革」による4兆円を上回る国庫補助金・負担金の削減や地方交付税、臨時財政対策債等の大幅な減少にともない、更なる厳しい経済情勢財政状況ではありますが、限られた財源を効率的に配分しつつ、事務事業の評価・検証を行い、町民のみなさんと議会・行政が一致協力し、こころのふるさと「大山」をまちづくりのシンボルとして、大山の恵みを受けて育まれた人・食・自然・歴史・文化等の豊富な資源を活かした「大山恵みの里構想」の実現に、全力を傾注して取り組んでまいり所存でありますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成18年度予算の概要につきまして、各分野における施策の推進とその指針につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、社会基盤・生活環境であります。永年の懸案であります一般国道9号東伯淀江間高規格道路の改築促進につきましては、名和から中山までの未事業化区間の早期事業化を、国・県をはじめ関係機関に引き続き働きかけてまいります。町道整備では、名和地区と大山地区を有機的に結ぶ主要な道路であります町道押平所子線、町道末長押平線の道路改良工事及び橋台架け替え工事は、平成18年度で完了の予定であります。また、町道高橋樋谷線、町道赤坂東線の道路新設改良工事を、新規に実施してまいります。

公共交通対策といたしましては、高齢者や交通弱者のみなさんの買い物、通院、通学の交通手段として、お気軽にご利用いただける巡回バスの運行をいたしますほか、交通弱者対策として、福祉タクシー補助金を計上いたしております。

交通安全対策では、カーブミラーやガードレール等の整備を年次的に行ってまいりましたが、さらに交通安全意識の普及啓発に努め、交通事故や交通違反の撲滅に努めてまいります。

防災対策では、住民の生命、身体財産の安全と保護を図るため、自主防災組織の育成に努めますとともに、全町的な総合防災訓練の実施を計画いたしております。

また、老朽化をしています中山地区消防団の消防自動車につきましては計画的に順次更新することとし、本年度は、中山第2分団の消防自動車1台を更新の予定といたしております。

新町まちづくりプランの主要な事業であります情報通信基盤整備事業では、高度情報通信基盤を活かしたサービス提供を図るため、平成18年度単年事業で、通信環境

の格差是正と地上デジタル放送開始にともなう難視聴対策を目的として、工事費を計上いたしております。

また、この事業の趣旨普及を行うため、5月から全町の各区・部落で説明会を開催する予定といたしております。

環境衛生対策では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、使用済乾電池・蛍光灯など分別収集の徹底に努めるとともに、増大するごみの減量化に向け、電動型生ごみ処理機の購入費助成を実施してまいります。なお、これまで境港市に委託し焼却処理をしてまいりました大山地区の可燃ごみにつきましては、町内2カ所の焼却処理施設で処理を行うことといたしております。町内の各地には、不法に投棄された多くの廃棄物が見受けられますので、回収除去し、環境保全と不法投棄の再発防止に努めてまいります。

環境ISOの推進につきましては、職場内における環境への配慮や資源・エネルギーの節減など、ISOマネジメントプログラムを順守して行きますとともに、職員の環境意識の高揚に努めてまいります。

また、町民のみなさん方に対しましても、「環境にやさしいまちづくり」を推進するため、啓発活動に力を注いでまいります。

次に教育・人権・文化・スポーツであります。教育施策につきましては、新たに教育委員会部局に幼児教育課を設け、次世代育成支援行動計画の推進や幼児教育と学校教育の連携に努めます。

同じく教育委員会部局に教育研究所を設置し、教職員の独自研修制度の創設や、町史編纂、地域の歴史や自然、文化を伝える地域教材の開発に取り組んでまいります。学校教育では、基礎・基本の確実な学力の定着を図り、自ら学び自ら考える「生きる力の育成」に加え、健康教育の推進をはじめ、地産地消を踏まえた食の指導など「地域に開かれた学校づくり」を、一層進めてまいりたいと考えております。

国際理解教育では、アメリカテメキュラ市の「マルガリータジュニアハイスクール」、韓国釜山市「大東中学校」など、旧町の国際交流事業の取組みを継続いたしますとともに、小中学校における外国語指導助手の活用を拡大して国際理解や英語コミュニケーション能力の育成に努めてまいります。国内交流におきましても、旧大山町で取り組んでこられた沖縄県嘉手納町との交流を継続実施してまいります。

さらに情報化時代に生きる子どもたちの育成を図るため、教職員へのパソコン配置や指導者派遣など情報教育の条件整備を進めてまいります。

名和小学校統合校舎の建設につきましては、平成18年度末完成を目途に建設工事費を計上しております。当分の間、旧名和小学校児童は、旧庄内小学校の名和小学校西校舎と、旧光徳小学校の名和小学校東校舎に、分けて通学をいたしますが、このための通学バス1台を、新たに購入することといたしております。

社会教育では、「生涯学習のあるまちづくり」を目指し町民の主体的な学習や実践、ボランティア活動を積極的に展開してまいります。また子ども会や女性団体、青年団など地域団体や PTA 活動等社会教育関係団体の育成や指導者育成に努力してまいります。

公民館活動では、サークル活動など自主的な学習を支援する一方で、子育てや郷土の文化活動などの講座を開設して多様な学習機会を町民へ提供してまいります。また図書館や学校図書室を拠点として図書司書や関係職員と連携した親子読書活動の推進に努め、暮らしの中に本のあるまちづくりを進めてまいります。

人権教育・人権啓発につきましては、人権施策総合計画を策定いたしますとともに、人権交流センターを拠点として、人権施策の推進や人権意識の高揚に取り組み、施設の特性を生かした地域福祉、地域コミュニティ事業などの推進にも努めてまいります。平成18年度には、下田中隣保館建設工事を行い、人権施策や人権啓発の拠点整備に取り組んでまいりたいと考えております。

文化財保護では、大山町所子の門脇家、東門脇家を伝統的建造物群保存地区として保存するための補助金を予算計上いたしております。

社会体育では、第19回全国スポレク祭、マラソンフェスタ、町民運動会の開催をはじめスポーツ少年団の育成支援などスポーツ振興や町民の健康づくりに取り組んでまいります。

また、大山運動公園を全天候型走路として整備いたしますとともに、利用者用トイレを新設し、クロスカントリー大会の開催や合宿客の招致に努め、低迷しております大山寺地区の活性化に資する考えであります。

次ぎに保健・医療・福祉についてであります。

社会福祉関係につきましては、3カ所の保健福祉センターと4カ所の国民健康保険直営診療所、在宅介護支援センターを拠点として、保健・医療・福祉の3分野の相互連携により、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、母子福祉・介護予防などの福祉サービスの推進を行ってまいりましたが、介護保険法の改正により、これまでの在宅介護支援センターが包括支援センターへと機能変更をすることにともない、介護予防等の事業は、包括支援センターで取り組むこととなります。

地域福祉対策では、区・部落、グループなどが自主的に取り組む福祉活動を支援するための部落福祉活動支援事業や高齢者、障害者が部落集会所を利用しやすくするため、段差解消や手摺りの取付けなど施設改修に係る費用を助成する生きがい拠点施設整備事業を推進してまいります。

高齢者対策では、社会福祉協議会と連携をし、老後を健康で生き生きと暮らすことができるよう、閉じこもり防止のための生きがい活動支援事業、通院など日常生活の中で交通手段を持たない高齢者のための外出支援事業、一人暮らしや高齢者世帯への

配食サービス事業のほか軽度生活援助事業、高齢者居住環境整備事業、介護予防事業として認知症予防教室、転倒予防教室などを実施してまいります。

障害者福祉では、身体障害者、知的障害者、精神障害者のみなさんの福祉サービスが、平成18年度から障害者自立支援法の施行により新たな体系へと変わりますが、障害のある方が、よりよい日常生活や社会生活を送るために、補装具、日常生活用具給付事業や医療費助成事業、住宅改良助成事業など、障害者福祉施策の推進と障害者の社会参加を促進してまいります。

保健衛生・予防対策につきましては、嘱託医師を配置し、機能訓練・転倒予防など介護予防事業に取り組んでいるところでありますが、今後におきましても「自分の健康は自分でつくる」をスローガンに、中高年者の元気な高齢者づくりや生活習慣病予防のための健康教育・健康相談、各種検診の拡充に努めてまいります。

少子化対策では、「ふれあい会館」「児童館」を拠点施設として、ファミリーサポート事業や子育てサークルの育成支援など、明日の大山町を担う子どもたちと子育て世代のみなさんの支援に努めてまいります。

また、制度改正により、児童手当の支給対象者が「小学校3学年修了まで」から「小学校修了まで」に引き上げになりますので、児童手当制度の見直しをいたしております。

保育所運営事業のすべては、教育委員会幼児教育課へ移管となりますが、民間事業者との役割分担や施設の統廃合など、これからの保育所のあり方について、協議・検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に産業・雇用であります。大山町の基幹産業であります農業をとりまく情勢は、農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷、耕作放棄地の増加等多くの課題を抱え、厳しい状況にあります。新農業水利システム保全対策事業などの事業実施による生産基盤の整備や機械・施設の近代化、省力化による経営の合理化、中山間地域等直接支払推進事業の拡充や二十世紀梨再生促進事業、チャレンジプラン支援事業等の実施により、担い手農家や農業後継者の育成並びに農業経営基盤の強化を図ってまいります。

また、みくりや市などの拠点施設を核として、地産地消の推進を図りますとともに、大山そば、高原ブルーベリー、梨、りんごなどの町内産品の特産化、高付加価値化のための研究活動を促進してまいります。

農地の基盤整備では、中山地区県営畑地総合開発事業、大淀地区畑地総合開発事業等の実施により、畑かん施設の幹線・支線水路工事と道路整備に取り組んでまいります。農免農道整備事業では、第2大名地区及び汗入地区事業として、道路整備事業を実施してまいります。

松くい虫防除事業では、引き続き薬剤空中散布や被害木の伐倒駆除、樹種転換事業等を推進し森林の保全に努めてまいります。

水産振興では、港整備交付金を活用し平成18年度から22年度までの間、御崎漁港の防波堤及び物揚場整備工事を行ってまいります。

商工振興では、優良企業の誘致に積極的に取り組み、若者の定住と就労の場の確保に努め、地域産業の振興と活性化を図ってまいります。

観光振興におきましては、大山の恵みを受けて育まれた人・食・自然・歴史・文化などの豊富な資源を活かした「大山恵みの里構想」を具現化するための「大山振興計画」を策定いたしますとともに、大山カラス天狗市、大山の恵み賞味事業などの各種イベントや観光施策を展開し地域の活性化と観光客の招致に努めてまいります。また、観光シーズンには、平成17年度に引き続き、大山周辺観光施設を巡回するループバスを運行し、西部圏域が一体となった広域的な観光ルートの整備に取り組んでまいります。

次に住民自治・行財政であります。地域コミュニティでは、各区・部落が自らの地域を住み良くし、活性化を図る取り組みを支援するため、「ふるさと活性化事業補助金」を計上いたしております。イベント事業においては、地域活性化の起爆剤として、はまなすサイクリングや甲川溪流まつり、ポートフェスティバル、文化祭などを継続実施してまいります。国際交流・国内交流といたしましては、旧町で取り組んでこられた交流の意思と過程を尊重しアメリカテメキュラ市、韓国襄陽郡、広島県呉市との交流を継続実施してまいります。

広報広聴事業では、行政の透明化と情報公開をより積極的に推進するため、広報「だいせん」の内容の充実や「町長への手紙」、ホームページの「掲示板」など、誰でも気軽に町政へ提言、提案ができるよう広聴事業の充実を図ってまいります。

住民参画の推進では、各種審議会、委員会等の設置において、委員の選任については、広く公募を原則とし、まちづくりへの参画機会の拡充に努めますとともに、男女共同参画につきましても、その重要性を深く認識し、普及啓発に努めてまいります。

健全な財政運営におきましては、平成18年3月に行財政改革審議会を設置いたしましたので、行財政改革大綱や行財政改革集中プランの策定、負担金・補助金・交付金の見直し、指定管理者制度の導入を含めた公共施設のあり方等についてご審議いただく考えであります。

また、平成16年度決算における財政指標を見ますと、経常収支比率、91.1%、平成14年度から16年度までの3カ年平均の起債制限比率11.2%、と財政指標数値においても、財政の硬直化が顕著になっておりますので、引き続き経常経費（人件費、物件費、維持修繕費、扶助費、補助費、公債費等）の削減に努め、財政基盤の充実を図ってまいります。

最後に、各部門にわたり、平成18年度の主要施策につきまして、その取り組みの方針をご説明いたしました。平成18年度予算は、町税、地方交付税、国・県支出

金など歳入財源の確保が困難な状況下、新町まちづくりプランで計画された情報通信基盤整備事業や名和小学校統合校舎建設事業を優先的に行うことといたしましたので、町民のみなさんのご要望の総てにお応えすることは困難であります。執行にあたりましては、事務事業の見直しや、費用対効果を基本に据え、創意工夫を重ねながら、執行してまいりたいと考えております。

本年度は、自立に向けた改革の実質的な初年度と認識をしておりますので、重ねて議会のみなさんの深いご理解とご協力をお願い申し上げ、平成18年度の大山町施政方針の説明といたします。終わります。

日程第5 議案第9号から日程第62 議案66号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第9号、大山町に収入役を置かない条例の制定についてから、日程第62、議案第66号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議についてについてまで、計58件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第9号から議案第66号までの提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第9号 大山町に収入役を置かない条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

収入役につきましては、行財政改革が進む中で設置を取りやめる自治体が増加しており、合併前の旧3町においても収入役は置いておりませんでした。現在、改正が検討されている地方自治法においては、収入役の廃止も検討されていると聞いています。

合併以来、本町では収入役を置いていなかったため、会計課長が収入役職務代理としてその事務を行っておりますが、地方自治法第168条第2項但し書きにおいて、収入役を置かない場合は、その事務を助役が兼掌することになっておりますので、地方自治法に従い本条例を制定するものです。以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第10号 大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について提案理由の説明をいたします。

長期継続契約に関する改正は、構造改革特区の募集提案において、パソコン等のOA機器のリース契約を長期継続契約にすることができることが提案されたことを契機として、地方自治法等の改正が行われ、これまでの電気や水の供給契約、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約のほかに、政令で定める契約について長期継続契約を締結することができることとなりました。

改正された地方自治法施行令第167条の17では、翌年度以降に物品を借り入れ

たり役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすようなものの中で、条例で定めたものについては、新たに長期継続契約を締結することができることとされました。

従来、複数年度にわたる契約を締結する場合は、原則として債務負担行為又は継続費を定めなくてはなりませんでしたが、今回の改正により議会で議決される条例により長期継続契約ができることとされた契約については、債務負担行為等を定めなくとも良いこととなりました。本条例で長期継続契約が締結できるものとしている契約は、条例の第2条にあげているものです。

1号では、賃貸借契約に係るものとして複写機、情報処理機器などの事務用品の賃貸借契約と自動車の貸借契約をあげております。

2号では、1号に掲げる物品の保守・維持管理の委託契約について、3号では、庁舎やその他町の施設の保守点検・維持管理の委託契約について、4号では庁舎等の警備についての委託契約について規定しています。

鳥取県においては、複写機の複数年契約において事務的な軽減のほかに、経費的面で大きな削減効果が上がったという事例が紹介されております。本町においても、事務の軽減、経費の削減を図るため、本条例を制定するものです。以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第11号 大山町風力発電事業基金条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、風力発電事業によって得られた運用益金を、今後予想される起債償還、緊急修繕、設備投資等の財源として確保するために基金に積み立て、事業運営の円滑な運営を図ることを目的に必要な事項を定めるものであります。積み立てる額はこの事業の特別会計歳入歳出予算で定め、最も確実かつ有利な方法で保管し、保管の方法を預金、最も確実かつ有利な有価証券によるものとしています。

運用益金はこの事業の特別会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れ、財政上必要があるときは、一定の事項を定めて、繰り替え運用することができる規定を設けています。

基金の処分の際は、風力発電事業に充てることし、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、規則に委任するものとしています。この条例の施行期日は、平成18年4月1日とします。以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第12号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定について提案理由の説明を申し上げます。大山の気候、標高等に着目した陸上中・長距離競技者をはじめとしたスポーツ合宿需要が高まっています。

本案は、国体広場北側の運動広場に3レーン、300メートルの全天候対応トラッ

クと利用者用便所を新設し、この施設とすでに整備済みの総合体育館と国体広場と一体的な活用を図り、宿泊客の拡大、スポーツ合宿地としての知名度の向上等、地域の活性化を掘り起こすことを目的として大山町大山辺地に係る総合整備計画を策定するものであります。

施設整備の計画期間は、平成18年度の1カ年とし、事業費は、7,960万円でその財源は、単県補助金3,980万円と辺地対策事業債3,980万円を充当する予定であります。以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第13号 大山町退休寺高橋辺地に係る総合整備計画の策定について提案理由の説明をいたします。

本案は、町道高橋樋谷線を拡幅改良し、急勾配とカーブを解消し、地区住民の交通便利の向上を図るため、大山町退休寺高橋辺地に係る総合整備計画を策定するものであります。

この事業の計画期間は、平成18年度の1カ年とし、延長130メートルの測量試験費、用地買収費、工事費等の事業費は、2,911万円で、その財源は、辺地対策事業債2,910万円を充当する予定であります。以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第14号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、従来福祉保健課でおこなっておりました保育所に関する事務を、教育委員会部局に設置する幼児教育課において行うため、又、本町における歴史、文化、教育などについて研究や教材の作成などを行うため新たに設置する教育研究所へ職員を配置するため定数条例を変更するものです。幼児教育課に3名、保育所に45名、その他教育次長と教育研究所に各1名を配置し、従来の定数45名を95名に変更しております。

なお、教育委員会部局の職員が増加した人員は、町長部局から調整を行っておりますので、全体の職員定数は変わっておりません。以上で議案第14号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第15号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

平成17年の人事院勧告により、平成18年4月から給与構造の抜本的な改革が行われることになりました。給与構造の改革の基本的な考え方は4点あります。

まず、1点目は地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、全体の給料水準の引き下げをおこない、民間賃金水準が高い地域では地域間の調整を図るための手当を支給すること。2点目は職員の士気を保ちつつ、能率的な人事管理を進めるため、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給料構造の転換をおこなうこと。3点目は、

勤務実績をより適格に反映し得るような昇給制度、勤勉手当制度の整備。4点目は在職期間の長期化に対応した人事管理の導入です。これらの基本的な考え方をもとに、具体的な改革事項として、給料表の水準について、若年層では引き下げを行わず、中高年層では7%引き下げることにより平均4.8%の引き下げを図ることになりました。

また、給料表においては、現行の給料表の1・2級及び4・5級を統合するとともに、給料表の一つの号級を4つに分割することにより、勤務実績に応じた昇給を行うこととなりました。本町においても、人事院勧告に従い、給料水準を平均4.8%引き下げるとともに、職務・職責に応じた級に格づけるため給料表及び級別職務分類表を改正しております。

また、18年度には職員を県との交流人事で大阪事務所に派遣する予定ですが、今後町が直接職員を派遣することも想定されますので、都市部など民間の賃金水準が高い地域に支給される地域手当の条項を新たに設けております。人事院勧告では、中高年層の賃金水準を大幅に引き下げる給料表に改正することに伴い現在昇給停止としている55歳以上の昇給について、55歳以上の職員の昇給措置を導入しておりますが、これについても人事院勧告に沿って改正しております。

なお、給与の引き下げなどをはじめとする給与構造の改革は、平成22年までの5年間の経過措置を設け導入することになっており、新しい給料表に基づく給料の額が現在の給料額に達するまで現在の給料を保障することとしております。以上で議案第15号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） はい、町長、ここで休憩したいと思います。

午前11時休憩

午前11時15分再開

○議長（鹿島 功君） 再開します。

○町長（山口 隆之君） それでは議案第16号 大山町長等及び職員の給与の特例に関する条例の制定について提案理由の説明をいたします。

本案件は、長引く経済不況、三位一体の改革などの影響により本町の財政状況は厳しい状況が続いております。このような状態の改善に少しでも寄与するため、町長を始め職員の給与を減額することについて職員労働組合と協議を行ってまいりましたが、このたび同意を得ましたので給与の減額に関する条例を定めるものです。これにより生ずる財源は、公債費の適正化に資することを目的としておりますが、町長にあつては10%、助役9%、教育長8%の減額を、また、一般職員にあつては、3%の減額をすることとしております。

今回の減額の期間につきまして、私の在職期間であります平成18年4月1日から

平成21年3月31日までの期間としております。以上で議案第16号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第17号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

現在の条例では、公民館の館長について名和公民館長についてのみ、定めております。名和公民館の館長は現在非常勤特別の職員を配置しておりますが、今後他の公民館につきましても、非常勤特別の職員を配置する場合があるため、名和公民館長を公民館長と改正するものです。報酬につきましては生活相談員の県の補助基準額が下がりましたので、それに合わせこの基準を準用している。人権教育推進員、公民館長の報酬月額を16万9,000円から16万7,000円に変更するものであります。この度、教育委員会に教育研究所を設置し、その所長には非常勤特別職の方を予定しておりますので、その職名と報酬額を規定しております。また、下田中児童館長につきましては、隣保館長が兼務しており、大山の児童館については、別表に規定していませんので、それに合わせ削るものであります。以上で議案第17号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第18号 農村地域工業等導入促進法に基づく指定地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、企業が参入しやすい状況及び積極的の設備投資が行なえる環境を整備するため、また税条例事務の合理化のため所要の改正を行なうものであります。

第1点は、第2条における「実施計画が平成16年12月31日までに定められたものに限る」を削除し、今後の設備投資等が行いやすい環境を整備するものであります。また、「対象設備の新設又は増設の期間を「平成18年3月31日まで」を「平成23年12月31日まで」とし、毎年の本税条例の改正事務を避け、税条例事務の合理化を図るものであります。

第2点は、土地の取得で「実際計画が定められた日から15年以内に取得したものに限り」について、高田工業団地に約16,000㎡残地があり、今後事業者が参入しやすい環境を整備するため削除するものであります。以上で、議案第18号の提案理由の説明を終わります。

議案第19号 大山町人権交流センター条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

現在、大山町人権交流センター及び大山町隣保館におきましては、それぞれ人権交流センター運営審議会及び隣保館運営審議会を設置し、調査、審議していただいているところであります。

このたび、この人権交流センター及びふたつの隣保館にそれぞれ設置されている運

営審議会を一本化することにより、審議会の効率的、効果的な運営を行い、運営審議会の充実を図る目的で一部改正を行うものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は平成18年4月1日と定め大山町隣保館条例の一部も改正することとしております。以上で、議案19号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第20号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

介護保険事業計画では、第1号被保険者の保険料について、3年毎で見直すことになっております。この度の改正は、平成18年度から平成20年度までの3カ年の介護サービス給付費の総額を推計し、その19%分を介護保険料として徴収する保険料率の改正であります。

平成18年4月から、介護保険制度改正に伴う新規事業が創設され、サービス給付費の増額が見込まれるため、保険料の増額が必要となりました。平成18年度から平成20年度までの介護保険料の月額基準額を4,000円に改正し、年額を4万8,000円とするものであります。

現在の介護保険料の月額基準額は、平成17年度までは旧町の基準額で徴収しておりますので、中山地区が2,958円、名和地区と大山地区が3,500円でありますので、中山地区では前年度対比、1,042円の増、名和地区、大山地区では500円の増となります。

また、現在5段階の保険料率を6段階とし、低所得者の方の負担軽減を図っております。

附則において、この条例の施行期日を平成18年4月1日といたしております。以上で議案第20号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第21号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

旧名和町内3小学校の統合に伴い、大山町立名和小学校、庄内小学校及び光徳小学校の3校を廃止し、平成18年度に新たに大山町立名和小学校西校舎及び東校舎を設置するものであります。現在の庄内小学校を名和小学校西校舎に、光徳小学校を名和小学校東校舎とするために条例の一部を改正をするものであります。以上で議案第21号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第22号 大山町公民館条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、新たに大山町中央公民館を設置するためのものであります。大山町公民館の設置につきましては、中山、名和、大山公民館、そして大山公民館に大山、所子、高麗分館を設置し、地域の特色を生かした公民館運営に取り組んでいるところですが、

公民館を統括し全町的な視点での役割を担う機関が必要であります。そこで、名和公民館内に中央公民館の機能を備え、円滑な公民館活動を進めるため、大山町公民館条例を改正するものであります。なお、この条例の施行は平成18年4月1日と定めています。以上で、議案第22号の提案理由の説明を終わります。

議案第23号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町社会体育施設のうち、大山地内に設置しております「大山テニスコート」の廃止をするものであります。大山国体広場の一角に、4面の全天候型テニスコートを平成4年度に設置し、利用者の便に供してまいりましたが、近年利用者が大幅に減少しておりました。設備の老朽化により大規模補修が必要となってきたため、今後の利活用につままして検討を重ねてまいりましたが、冬期間にはスキーのクロスカントリーコースとして使用するために、外周フェンスを秋に取り外し、春に設置するといった作業が必要であり、町民の利用もほとんどないこと等総合的に勘案した結果、経費節減のためにも廃止するのが適当という結論に至ったところであります。なお、廃止後は不足しております大山総合体育館の駐車場として活用したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります。

議案第24号 大山町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、事務の合理化推進のため給食センターに配置する事務職員を必要に応じて配置することができるように改めるとともに、現在の各校区ごとに異なる給食費の調定・納入方法を、平成18年度から各学校ごとに取りまとめを行い給食センターに納める方法に統一するため、条例の一部を改正するものであります。附則で、施行を平成18年4月1日としております。以上で、議案第24号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第25号 損害賠償の額を定めることについて提案理由のご説明をいたします。

本案は、公務中の交通事故による損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。損害賠償の額は、7万7,238円であります。相手方は、鳥取県米子市淀江町の女性で、事故の概要は、職員が平成18年1月7日、大山町加茂2372番地1の町道神田旧奈和線を走行中、降雪のためすべり、中央車線を越えて対向車に接触した結果、相手方の車両を破損させたものであります。事故の処理方法は示談であります。以上で、議案第25号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第26号 平成18年度大山町一般会計予算について提案理由の

説明を申し上げます。

第1条では、平成18年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出141億800万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることといたしております。

第2条では、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によることといたしております。

第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」によることといたしております。

第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は30億円と定めております。

第5条では、歳出予算の流用について定めております。

次に、歳入の主なものについて、各款を追ってご説明申し上げます。

第5款町税では、町民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税の14億3,774万3,000円を計上いたしております。

第10款地方譲与税は、所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税を合わせ、2億8,799万9,000円を計上いたしております。

第15款利子割交付金は、県の交付見込み額に基づき631万3,000円を計上いたしております。

第16款配当割交付金及び第17款株式等譲渡所得割交付金では、収入見込み額の292万6,000円と526万2,000円を計上いたしております。

第18款地方消費税交付金では、県の交付見込み額に基づき1億6,398万円を計上いたしております。

第20款ゴルフ場利用税交付金は、前年度実績を考慮し1,335万円を計上いたしております。

第25款自動車取得税交付金では、県の推計交付額に基づき6,509万5,000円を計上いたしております。

第30款地方特例交付金では、県の推計交付額に基づき5,163万3,000円を計上いたしております。

第35款地方交付税では、普通交付税、特別交付税合わせまして、46億3,200万円を計上いたしております。

第40款交通安全対策特別交付金は、370万円を計上いたしております。

第45款分担金及び負担金では、1億2,426万6,000円を計上いたしておりますが、主なものは、第10項負担金の保育所負担金1億967万円であります。

第50款使用料及び手数料では、第5項使用料7,110万3,000円と第10項手数料2,257万1,000円を計上いたしております。

第55款国庫支出金では、10億22万2,000円を計上しております。

第5項国庫負担金は1億3,186万2,000円の計上で、主なものは民生費国庫負担金の知的障害者保護費負担金6,137万6,000円及び児童手当負担金3,419万円であります。

第10項国庫補助金は、8億6,242万8,000円の計上で、主なものは総務費国庫補助金の地域情報通信基盤整備事業補助金1億1,617万8,000円、固定資産評価基盤整備事業補助金6,000万円、農林水産業費国庫補助金の港整備交付金4,000万円、土木費国庫補助金の地方道路整備臨時交付金6,285万円、教育費国庫補助金の名和小学校校舎建設事業補助金5億2,494万3,000円あります。

第15項委託金は、593万2,000円の計上で、主なものは、民生費委託金の国民年金事務費委託金503万8,000円あります。

第60款県支出金では、8億2,233万3,000円を計上いたしております。

第5項県負担金は、1億6,109万3,000円の計上で、主なものは総務費県負担金の県民税徴収事務費負担金1,192万3,000円、民生費県負担金の保険基盤安定負担金7,120万4,000円、障害者支援費負担金3,918万9,000円、児童手当県負担金3,142万8,000円あります。

第10項県補助金では6億3,531万7,000円の計上で、主なものは、総務費県補助金の大山スポーツ公園整備事業交付金3,980万円、情報通信基盤整備事業交付金3,664万5,000円、民生費県補助金の特別医療費補助金4,209万2,000円、下田中隣保館建設事業補助金6,000万円、農林水産業費県補助金の中山間地域等直接支払推進事業補助金7,965万3,000円、畜産担い手育成総合整備事業補助金4,793万円、農業集落排水事業推進基金造成事業費補助金3,582万円、地籍調査事業補助金2,635万5,000円、鳥取県林業・木材産業構造改革事業補助金3,568万4,000円あります。

第15項委託金は2,592万3,000円の計上で、主なものは、総務費委託金の県議会議員選挙及び県知事選挙費委託金842万円、教育費委託金の坪田遺跡発掘調査委託金1,415万円あります。

第65款財産収入では、2,108万6,000円を計上しておりますが、主なものは、第5項財産運用収入土地建物貸付料1,227万8,000円、第10項財産売払収入870万7,000円あります。

第70款寄付金では、10万円を計上いたしております。

第75款繰入金では、5億6,348万4,000円を計上いたしております。

第5項特別会計繰入金は48万4,000円で、主なものは財産区特別会計繰入金40万円であります。

第10項基金繰入金では、財源調整のため基金からの繰入金5億6,300万円を計上いたしておりますが、その内訳は財政調整基金繰入金2億5,000万円、減債基金繰入金1億7,300万円、公共施設整備基金繰入金2,000万円、小学校建設基金繰入金2,000万円、集落排水事業推進基金繰入金1億円であります。

第80款繰越金では、繰越額を1億円と推計し計上しております。

第85款諸収入では、2億6,853万4,000円を計上いたしております。

第15項貸付金元利収入は、1億3,567万8,000円の計上で、主なものは、商工費貸付金収入の中小企業小口融資貸付金元利収入7,200万円、同和地区小口融資貸付金元利収入2,350万円、地域総合整備資金貸付金元利収入2,897万8,000円であります。

第25項雑入は、1億3,284万1,000円の計上で、主なものは、特別医療高額療養費戻入金2,831万5,000円、畜産担い手総合整備事業委託金3,054万4,000円、阿弥陀川橋梁架け替えに伴う補償費2,270万6,000円であります。

第90款町債では、44億4,430万円を計上いたしております。主なものは、第5項町債で、総務債の臨時財政対策債4億490万円、情報通信基盤整備事業債25億6,670万円、地域再生事業債1億3,000万円、農林水産業債の県営畑地総合開発事業債4,290万円、御崎漁港整備事業債3,600万円、土木債の臨時地方道整備事業一般分特別分を合計して9,920万円、教育債の名和小学校統合校舎建設事業債9億7,580万円であります。

次に歳出について、主なものについてご説明を申し上げます。

第10款総務費では、38億3,745万6,000円計上いたしております。

第5項総務管理費の一般管理費で、アスベスト除去工事に取り組みます民間事業者に対するアスベスト撤去事業補助金558万4,000円、減債基金積立金3,000万3,000円を計上していますが、この減債基金積立金の原資は、職員給与費の3%の減額分であります。企画費で、情報通信基盤整備事業の設計監理委託料2,480万8,000円、工事請負費24億3,199万6,000円、中国電力及びN T Tに対する共架柱立替等工事負担金3億7,800万円を計上いたしております。

また、大山寺の活性化に資するため、大山参道にぎわい復活事業補助金2,396万円を計上いたしております。

第10項徴税費の税務総務費で新町地籍図を作成するため、固定資産評価基盤整備業務委託料6,000万円を新規計上いたしております。

第15款民生費では、20億3,718万円を計上いたしております。主なものは、

第5項社会福祉費の社会福祉総務費で社会福祉協議会補助金として3,265万7,000円、特別医療費1億1,501万円、社会福祉施設費で保健福祉センターだいせん管理委託料2,800万円、老人福祉費で老人施設入所措置費委託料1,958万4,000円、高齢者居住環境整備事業補助金1,332万5,000円、同和対策施設費で下田中隣保館新築工事費8,000万円、障害者福祉費で障害者施設訓練支援費1億5,429万4,000円であります。

第10項児童福祉費では、児童措置費の扶助費において、小学校修了前まで給付期間が改正された児童手当1億718万円を計上いたしております。

第20款衛生費では、8億7,252万7,000円を計上いたしております。主なものとしましては、第5項保健衛生費の予防費で予防接種委託料2,017万5,000円、各種がん検診委託料2,328万2,000円、第10項清掃費の塵芥処理費で、廃棄物収集業務委託料1億2,690万2,000円、し尿処理費の合併処理浄化槽設置補助金1,352万2,000円であります。

第30款農林水産業費では、14億5,103万3,000円を計上いたしております。主なものとしましては、第5項農業費の農業振興費で中山間地域直接支払推進事業交付金1億984万3,000円、二十世紀梨再生促進事業費補助金1,346万8,000円、チャレンジプラン支援事業費補助金2,719万3,000円、畜産業費で畜産担い手育成総合整備事業委託料3,054万4,000円と畜産担い手育成総合整備事業補助金4,773万8,000円、農地費で新農業水利システム保全対策工事費3,685万円、中山地区県営畑地総合開発事業負担金5,250万円、名和地区県営畑地総合開発事業負担金5,250万円、地籍調査事業費で、地籍測量委託料2,886万円であります。

第10項林業費では、林業振興費で鳥取県林業・木材産業構造改革事業費補助金3,547万2,000円を計上しておりますが、これはペレット製造施設の整備を行う民間事業者に対する県補助金の全額を、町経由し交付するものであります。

第15項水産業費では、漁港建設費で御崎漁港設計監理委託料2,250万円と御崎漁港改修工事費5,000万円を新規計上いたしております。

第35款商工費では、1億9,774万9,000円を計上いたしておりますが、主なものは、第5項商工費の商工振興費で中小企業小口融資貸付金7,200万円、同和地区中小企業特別融資貸付金2,350万円であります。

第40款土木費では、7億7,223万6,000円を計上いたしておりますが、主なものは、第10項道路橋梁費の道路維持費で道路台帳統合業務委託料2,351万4,000円、道路新設改良費の地方道路臨時交付金事業で末長押平線道路改良工事費8,100万円、同じく赤坂東線道路改良工事費2,000万円、町道高橋樋谷線道路改良工事費2,400万円、第30項下水道費の公共下水道費で公共下水道事

業推進基金積立金 959万2,000円であります。

第45款消防費では、3億5,942万円を計上いたしております。主なものは、第5項消防費の常備消防費で西部広域行政管理組合負担金2億9,506万円、主防災組織育成補助金270万円、消防施設費で中山分団の消防ポンプ車が老朽化していますので、1台更新するための経費1,936万2,000円であります。

第50款教育費では、27億2,317万9,000円を計上いたしております。その主なものといたしましては、第5項教育総務費の教育振興費で、名和小学校校舎統合に係る通学用スクールバス1台の購入費1,491万5,000円、第10項小学校費の学校管理費で30人学級を維持するための協力金600万円、小学校建設費で名和小学校統合校舎建設工事費16億8,211万4,000円と校舎備品費1億2,040万円、第20項社会教育費の文化財費で大山僧坊跡石垣等測量図面作成委託料540万8,000円、坪田遺跡発掘調査事業委託料1,410万2,000円を計上しております。

第25項保健体育費の保健体育総務費で、本年10月本町に於いて開催されます全国スポーツ・レクリエーション祭の実行委員会補助金を846万4,000円、体育施設費で合宿客招致のため大山運動広場を全天候型走路に改修し、併せてトイレ新設を行うための経費7,592万5,000円を新規に計上いたしております。

第60款災害復旧費では、500万円を計上しておりますが、これは農林水産施設災害復旧費で平田漁港災害復旧工事測量設計委託料を新規に計上するものであります。

第65款公債費では、17億2,000万4,000円を計上しております。主なものは、第5項公債費の元金償還金14億8,928万6,000円、償還金利子2億1,871万円及び一時借入金利子1,200万円であります。

第90款予備費では、2,002万9,000円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。

給与費につきましては、特別職、一般職の報酬、給料、職員手当を合わせまして16億6,507万1,000円計上いたしております。

以上で、議案26号の提案理由の説明を終わりますが、なお詳細につきましては担当課長からご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 町長が提案理由の概要をご説明いたしましたが、その他特徴的なものを私の方からご説明させていただきます。

まず総括的な事項からご説明申し上げます。平成18年度大山町一般会計予算の歳入総額、歳出総額の141億800万円ですが、これは平成17年度一般会計予算と比較をいたしますと、額で40億1,100万円、率で39.7%の増となっております。増となります主な要因は、西伯郡東部地域合併協議会で策定をされまし

た新町まちづくりプランに基づきます大型プロジェクト事業の実施によるものでございます。

その内容といたしましては、情報通信基盤整備事業 28 億 5,037 万 9,000 円と、名和小学校統合校舎建設事業 18 億 2,561 万 4,000 円で 2 事業の予算額は、46 億 7,599 万 3,000 円となっており、これは平成 18 年度予算総額の 33.1%を占めております。

次に歳出予算の性質別についてでございます。これらにつきましては、本日議員の皆様方の方に性質別にかかりますものについては資料をお配りをいたしております。ページを打っておりませんので、あれですけれど 3 枚をはぐっていただきますと、平成 18 年度大山町一般会計当初予算性質別歳出内訳というふうなものがあるかというふうに思います。これに基づきまして、ご説明をさせていただきます。

主なものといたしましては、まず人件費でございますが、人件費は 18 億 7,648 万 8,000 円で平成 17 年度予算額と比較いたしますと、額で 2 億 1,298 万 8,000 円、率で 10.2%の減となっております。

続きまして公債費であります。公債費におきましては 17 億 1,999 万 6,000 円で、17 年度予算額と比較いたしますと額で 730 万 9,000 円、率で 0.4%の減となっております。普通建設事業費はと申しますと 55 億 3,891 万 3,000 円で、17 年度予算額と比較いたしますと額で 40 億 3,569 万 3,000 円、率で 268.5%の増となっております。

補助費であります。補助費は 11 億 1,205 万 3,000 円で、17 年度予算と比較いたしますと額で 4,987 万 9,000 円、率で 4.3%の減となっております。繰り出し金についてであります。繰り出し金は 13 億 9,423 万 3,000 円で、17 年度予算額といたしますと額で 7,555 万 3,000 円、率で 5.7%の増となっております。

続きまして歳入についてご説明いたします。まず 6 ページをお開きいただきたいと思っております。すみません、6 ページと申しますのは、大山町一般会計予算に関する説明書の方の 6 ページをお開きいただきたいと思っております。繰返しになりますが、大山町一般会計予算に関する説明書ということで今地方交付税を載せております。第 35 款地方交付税であります。地方交付税のうち、普通交付税は地方財政計画表では、5.9%の削減となっておりますが、平成 17 年度大山町の普通交付税は、合併算定変え等を考慮し、43 億 6,545 万 8,000 円となっており、合併前の 3 町の交付税総額と比較をしましてもほぼ同額でありましたので、平成 18 年度当初予算におきましては、42 億 3,200 万円を計上いたしております。

これは、前年度の交付額と比較いたしますと、額で 1 億 3,345 万 8,000 円、率で 3.1%の減となっております。特別交付税におきましては、平成 17 年度

の交付見込み額が4億5,284万5,000円でありましたので、平成18年度当初予算におきましては、4億円を見込み、計上いたしております。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。国庫支出金の項でございます。第55款国庫支出金は、10億22万2,000円を計上いたしております。平成17年度予算額は、3億6,041万9,000円でありましたので、額で6億3,980万3,000円、率で177.5%の増となっております。この主な理由といたしましては、第10項国庫補助金で、地域情報通信基盤整備事業、あるいは固定資産評価基盤整備事業等の実施に伴います合併市町村補助金2億380万5,000円と、12ページに載せております学校建設費国庫補助金5億2,494万3,000円の増によるものでございます。

続きまして21ページをご覧くださいと思います。21ページの第65款財産収入では、第5項財産運用収入で、土地建物貸付収入1,227万8,000円を計上いたしておりますが、このうち360万円は、4月から職員から徴収いたします駐車場料金であります。駐車場料金はその駐車位置によりまして、多少の斟酌はいたしておりますが、おおよそ月額1,000円を徴収する予定にいたしております。

次に、23ページでございます。合わせまして本日お配りしました参考資料の4枚目に基金の現在高調書を載せておりますので、こちらの方も合わせてご覧頂きたいと思います。

第75款繰入金第10項基金繰入金では、平成18年度歳入予算の財源不足を補うために基金からの繰入金5億6,300万円を計上いたしております。一般会計で管理をいたします平成17年度末の基金現在高は、資料の方をご覧くださいますと、17年度現在高というところをご覧くださいと思いますが、これはあくまで見込みでございます。23億2,131万4,000円ありますが、18年度中の取り崩し額、ならびに積み立て額を勘案いたしますと、18年度末現在高につきましては、18億3,376万3,000円と見込んでおります。しかしながら平成18年度予算執行に際しましては、極力歳出予算の抑制をはかり、基金繰入金の軽減に努めて参りたいと考えておるところでございます。

次に、予算書の27ページをお開きいただきたいと思います。27ページは第90款、町債でございます。町債におきましては、44億4,430万円を計上いたしております。平成17年度予算額は、12億2,650万円でありましたので、額で32億1,780万円、率で262.4%の増となっております。

その内、主なものといたしましては、総務債の情報通信基盤整備事業にかかります25億6,670万と教育債の名和小学校統合校舎建設事業にかかります9億7,580万円、これらにつきましては、合併特例債を充当いたしております。

また、土木債の町道改良6,140万円と大山スポーツ公園整備事業3,980万

円に対しましては、辺地債を充当し、財政上有利な交付税措置のある起債の活用に努めているところでございます。また、情報通信基盤整備事業1億3,000万円と教育債の名和小学校校舎建設事業2,920万に地域再生事業債を充当しています。地域再生事業債は、地域・経済の活性化と地域雇用の創造を実現し、地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共団体を支援する起債制度であります。

続きまして、歳出に移りたいというふうに思いますが、歳出につきましては、まず37ページをお開きいただきたいと思えます。37ページの第10款総務費第5項総務管理費の一般管理費で積立金の項でございます。積立金、減債基金積立金3,000万3,000円を計上いたしておりますが、この原資は先ほど町長がご説明いたしましたように、平成18年度4月から平成21年3月まで、職員給与を一律3%カットすることで、職員労働組合と合意に達しておりますので、これを減債基金に積み立て、将来の基金償還金の財源に充当するものとおでございませう。

次に44ページをお開きいただきたいと思えます。44ページ第10款総務費第5項総務管理費の企画費であります。先ほどらい、るる説明をしてまいっております情報通信基盤整備事業にかかるものでございませうが、これにつきましては、工事に関係します設計管理委託料を2,480万8,000円と工事請け負い費24億3,199万6,000円を計上いたしております。この事業につきましては、通信環境の格差是正と、地上デジタル放送の開始に伴います難視聴対策を目的に光ケーブルの敷設や、町内各世帯への放送通信受信機導入等を平成18年度において行なおうというものでございませう。

また、合わせましてこの企画費の項でございますが、41ページから46ページの各範にわたりまして、人・職・自然・歴史等先ほどらいからるる説明がありますが、これらの資源を活用いたしました大山恵みの里構想を具現化するため、町内の農林水産物のPR、あるいはブランド化、更には大山ブランド商品を使用いたしました料理メニュー作り、並びに大山寺参道にぎわい復活事業等を含めまして、経費2,778万7,000円を計上いたしております。

次に、55ページでございますが、55ページにおきましては、第10款総務費第10項徴税費の税務総務費であります。固定資産評価基盤整備業務委託料6,000万円を計上いたしております。これは現在取り組んでおります中山地区、大山地区の地籍調査データと既に完了いたしております名和地区の地籍データを統合し、新町の地籍図を作成するものでございませう。

続きまして79ページをご覧くださいと思えます。79ページ、第15款民生費第10項児童福祉費の児童福祉総務費では、地域子育て支援センターや、児童館を拠点施設といたしましてファミリーサポート事業や放課後児童クラブ等の子育て支援

施策や子育て情報の提供を行うための経費 3, 503万6, 000円を計上し、明日の大山町を担う子ども達と子育て世代の皆さんの支援に努めてまいり所存でございます。

続きまして118ページですが、118ページは、第30款農林水産業費第10項林業費の林業振興費でございます。ここに鳥取県林業木材産業構造改革事業補助金 3, 547万2, 000円を計上いたしております。これは木質バイオマスの利用を推進していくため、民間事業者が行いますペレット製造施設の整備に対して支援を行いませんので、事業費の3分の1を国が、残り3分の2は事業者が負担いたしますが、本町からは、国からの間接補助金をトンネルで事業者に交付するための経費を予算化いたしております。

続きまして121ページをご覧ください。121につきましては、農林水産業費の第15項水産業費漁港建設費でございます。この中では8, 477万4, 000円の総額予算を計上いたしておりますが、これは平成18年度から平成22年度までの間、国の港整理交付金制度を活用し、第一種漁港であります御崎漁港の防波堤物上げ場整備を行なうもので、国の補助率は、2分の1で4, 000万、残りにつきましては、一般公共事業債 3, 600万円を充当いたしております。

次に、217ページをご覧ください。217ページは第40款土木費の第10項道路橋梁費にうちの、間違えました。申し訳ありません、133ページをご覧ください。

133ページは道路新設改良費の項でございますが、これをはぐっていただきまして具体的なページで申しますと、申し訳ありません。135ページでありました。135ページに道路新設改良費といたしまして、末長押平線の道路改良工事 8, 100万円を計上いたしておりますが、この内容については、橋梁の架け替えに伴いますものでありまして橋梁延長は125.3メートルでございます。次に、町道赤坂東線の道路改良工事費 2, 000万の内容であります。道路拡幅工事を行なうためのもので、施工延長は445.8メートルでございます。同じく町道高橋樋谷線道路改良工事費 2, 400万円の内容でございますが、これにつきましても道路の拡幅改良工事を行なうための経費で施工延長は130メートルでございます。

最後に153ページをご覧ください。153ページにつきましては、第50款の教育費第10項小学校費の小学校建設費でございます。ここににつきましては、18億2, 561万4, 000円の経費を計上いたしておりますが、これは先ほど来説明がありました名和小学校の校舎建設に伴いますもので、あわせまして体育館、プール等を整備するものであります。財源といたしましては国庫補助金が、5億2, 494万3, 000円、義務教育債が9億7, 580万円、地域再生債 2, 920万円、小学校建設基金繰入金 2, 000万円、一般財源 2億7, 567万1, 000円でございます。

非常に簡単ではございましたが、以上をもちまして担当課長からの詳細の説明とさ

せていただきます。終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで休憩に入りたいと思います。再開は13時からです。

午後12時5分休憩

午後1時再開

○議長（鹿島 功君） それでは再開いたします。引き続き町長の説明を求めます。

○町長（山口 隆之君） それでは提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号 平成18年度大山町土地取得特別会計予算について提案理由のご説明をいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入・歳出それぞれ6,000円と定めております。

歳入についてご説明いたします。第5款財産収入では、第5項財産運用収入で、土地開発基金利子5,000円を、第15款繰越金では、第5項繰越金で、繰越金1,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に歳出について、ご説明いたします。第5款諸支出金では、第5項公有財産取得費で、6,000円を計上し、土地開発基金に繰出し基金積立をするものであります。

以上で議案第27号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第28号 平成18年度大山町簡易水道事業特別会計予算について提案理由のご説明をいたします。

本案は大山町が管理する簡易水道の維持管理に要する経費を計上しております。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ568万4,000円と定めております。

内容について歳入から説明申し上げます。第10款管理収入の338万9,000円は水道使用料を計上しております。

第20款繰入金の229万2,000円は一般会計繰入金を見込んでおります。

第25款繰越金に1,000円を計上し、科目存置しております。第30款諸収入の2,000円は預金利子等を見込んでおります。

次に歳出について説明します。第5款総務費の393万5,000円は施設管理に要する経費を計上しております。

第15款公債費の174万7,000円は起債の元利償還金であります。第20款予備費に2,000円を計上しております。以上で議案第28条の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第29号 平成18年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について提案理由のご説明をいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,866万3,000円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第5款県支出金で県補助金569万円、第10款繰入金

で一般会計繰入金 9 万 3, 0 0 0 円、第 2 0 款諸収入で貸付金元利収入 4, 2 8 7 万 7, 0 0 0 円であります。

次に歳出について説明いたします。

第 5 款総務費 3 5 万 7, 0 0 0 円は償還事務費、第 1 0 款公債費 4, 8 3 0 万 6, 0 0 0 円は起債元利償還金であります。以上で議案第 2 9 号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 3 0 号 平成 1 8 年度大山町開拓専用水道特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は大山町が管理する開拓専用水道の維持管理に要する経費を計上しております。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 5 3 9 万 6, 0 0 0 円と定めております。内容について歳入から説明申し上げます。

第 5 款管理収入の 1, 1 3 6 万 6, 0 0 0 円は水道給水料を計上しております。

第 1 0 款使用料及び手数料の 1, 0 0 0 円は工事設計検査手数料を見込んでおります。

第 1 5 款寄付金の 2 0 万円は開拓水道加入負担金を計上しております。

第 2 0 款繰越金の 1, 0 0 0 円は前年度繰越金を見込んでおります。

第 2 5 款諸収入の 3 8 2 万 8, 0 0 0 円は、預金利子、高規格道路水道管移転補償費等を見込んでおります。

次に歳出について説明します。第 5 款総務費の 1, 4 5 9 万 6, 0 0 0 円は施設管理に要する経費を計上しております。

第 9 0 款予備費の 8 0 万円は不測の事態に備えるものであります。以上で議案第 3 0 号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 3 1 号 平成 1 8 年度大山町地域休養施設特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

地域休養施設は、利用状況が低下傾向にあります。研修、スポーツ合宿の利用拡大を進め、効率的な運営に努めてまいりたいと存じます。本案は、施設の管理運営に当たって検討を加え必要な予算を編成し計上いたしております。第 1 条におきまして、歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4, 5 0 4 万 2, 0 0 0 円と定めております。これは、前年度に比して額で 1 5 6 万円、率にして 3. 5 % の増であります。

次に歳入から順を追って説明いたします。

第 5 款使用料及び手数料 3, 2 0 0 万円は、地域休養施設使用料で、これは前年度と同額であります。

第 1 0 款繰入金 1, 3 0 4 万 1, 0 0 0 円は一般会計繰入金で、これは前年度に比して 1 5 6 万円、率にして 1 3. 5 % の増であります

歳出では、第 1 款総務費 4, 5 0 4 万 2, 0 0 0 円で、これは一般管理費でありま

す。この主なものは、委託料において3,933万1,000円を計上しておりますが、地域休養施設管理委託料3,677万8,000円、グラウンド芝管理委託料84万円等であります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第32号 平成18年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、高齢者の居室や障害者の住宅を整備するため、資金の一部を貸し付けていた事業の予算ですが、昭和60年度で貸付は終了しており、また起債の償還も平成7年度で終了しています。

現在は、貸付金の未償還金を徴収するのみの会計となっています。予算の総額は歳入歳出それぞれ8万3,000円であります。

歳入については貸付金元利収入等8万3,000円、また歳出については繰出金8万3,000円であります。以上で議案第32号の説明を終わります。

次に、議案第33号 平成18年度大山町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,574万8,000円といたしました。この予算額は、前年度に比べて2,189万6,000円の増で、率にして1.1%の伸びとなっております。一人当たりの年間の医療費を一般被保険者で約14万円、前年度に比較して4.4%の減、退職被保険者で約31万円、前年度に比較して5.9%の増を見込んでおります。

歳入から説明いたします。

第5款国民健康保険税6億9,310万2,000円は、一般被保険者分と退職者被保険者分の保険税を計上しております。収納率は、一般被保険者で96%、退職被保険者分で99%を目標としております。税率、税額につきましては、6月の本算定時に検討したいと考えております。

第10款使用料及び手数料21万円は、督促手数料であります。

第15款国庫支出金6億1,511万5,000円は、一般被保険者分の療養給付費並びに高額医療費共同事業に係る負担金及び老人保健拠出金、介護納付金、保健事業に係る財政調整交付金であります。

第20款療養費給付費等交付金2億8,998万2,000円は、退職被保険者に係る交付金であります。

第25款県支出金1億1,022万1,000円は、高額医療費共同事業県負担金及び財政調整交付金であります。

第30款共同事業交付金5,141万7,000円は、1件70万円以上の高額医療費について国保連合会から交付されるものであります。

第35款財産収入4万3,000円は、基金積立金の預金利息であります。

第45款繰入金2億4,209万3,000円は、保険基盤安定繰入金と職員人件費分、出産育児一時金繰入金及び財政安定化支援事業繰入金を一般会計から繰入れするものと国保基金から7,954万3,000円繰入するものであります。

第50款繰越金1,200万円は、前年度の繰越金を見込んで計上いたしております。

第55款諸収入156万4,000円は、保険税延滞金、交通事故等による賠償金が主なものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費3,748万8,000円は、職員3人分の給与費等とレセプト点検員の賃金、各種委託料、負担金が主なものであります。

第10款保険給付費14億3,225万2,000円は、医療費等の実績から推計し、率にして前年度実績の1.4%増で見込んでおります。

第15款老人保健拠出金3億2,456万4,000円は、老人医療費の町負担分を社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。

第20款介護納付金1億2,130万2,000円は、介護保険2号被保険者に係る納付金であります。

第25款共同事業拠出金4,832万3,000円は、高額医療費共同事業に対する拠出金であります。

第30款保健事業費2,775万8,000円は、国保優良家庭表彰記念事業、人間ドック検診委託料、各種健康づくり事業に係る経費が主なものであります。

第35款基金積立金1,000円は、基金積立から生じる利子を積み立てるものであります。

第40款公債費1,000円は、一時借入れをした際の利子として計上いたしております。

第45款諸支出金110万9,000円は、保険税の還付金が主なものであります。

第90款予備費2,295万円を計上し、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第33号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第34号 平成18年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本会計は、町内の4診療所会計を適正に経理処理するものであります。なお、大山診療所につきましては、平成18年度からはこれまでの委託方式を直営方式にすることといたしました。今年度の直営診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,756万2,000円といたしました。

歳入から説明をいたします。第5款診療収入4億833万3,000円は、本年度の入院収入並びに外来収入の見込み額であります。第10款使用料及び手数料1,435万4,000円は、診断文書料、健康診断手数料、予防接種手数料、収入でありま

す。第15款財産収入は科目存置として4,000円計上いたしております。

第25款繰入金1,726万6,000円は、診療所に掛かる借入金償還金の一部を一般会計から繰入するものであります。

第30款繰越金3,615万2,000円は前年度からの繰越金を見込んで計上しております。

第35款諸収入145万3,000円は、基本検診収入が主なものであります。次に、歳出について説明をいたします。第5款総務費2億1,113万円は、職員・嘱託職員の給与並びに臨時職員賃金、報償費では、派遣医師の謝礼、旅費では、学会等研修旅費、需用費では各診療所の光熱水費及び施設修繕料が主なものであります。

また、委託料では、医療事務委託料、施設管理委託料、使用料及び賃借料では、各施設のコンピューター等の機器借上料が主なものであります。

第10款医業費1億9,570万6,000円は、需用費では薬などの医薬材料代が主なものであります。委託料では、血液検査などの臨床検査委託料が主なものであります。使用料及び賃借料ではX線システムのリース料を計上しております。第15款公債費3,472万6,000円は起債元金償還金及び起債償還金利子であります。第20款予備費3,600万円を計上して不測の事態に備えるものであります。以上で議案第34号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第35号 平成18年度大山町老人保健特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ21億9,089万5,000円で前年度に比べ1億4,561万8,000円の減、対前年比93.77%であります。平成18年度の大山町老人医療被保険者一人当たりの年間医療費を約59万円とし、医療費の総額を21億9,089万円といたしました。

歳入から款を追って説明をいたします。

第5款支払基金交付金11億6,970万1,000円は、診療報酬支払基金から負担割合に応じた医療交付金と審査支払手数料交付金であります。

第10款国庫支出金6億8,079万2,000円は、医療費に対する国庫負担分であります。

第15款県支出金1億7,019万8,000円は、医療費に対する県負担分であります。

第20款繰入金1億7,020万1,000円は、医療費に対する町負担分を一般会計から繰り入れするものであります。

次に歳出について説明いたします。

第5款医療諸費21億9,089万円は、医療機関等に支払う医療費、老人高額医療費、審査支払手数料であります。

第10款諸支出金4,000円は、過年度の医療費に係る償還金及び一般会計繰出金を科目存置するものであります。以上で議案第35号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第36号 平成18年度大山町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ16億3,431万2,000円といたします。平成18年4月から大きく介護保険制度が改正となります。今まで一般会計で実施していた介護予防事業を、新しく地域支援事業としてすべて特別会計で行います。

また、新予防給付として、要支援1、2の方に対して介護予防を中心にしたサービス給付を行います。

歳入から款を追って主なものについて説明いたします。

第5款保険料2億6,023万2,000円は、第1号被保険者に係る介護保険料で、平成18年度から20年度までの3カ年を見通した介護保険料で徴収することとしております。

第15款国庫支出金4億2,251万9,000円は、介護給付費に対する国の定率負担分で、介護保険の財政不均衡を是正するために交付される調整交付金並びに地域支援事業の交付金であります。

第20款支払基金交付金4億6,675万4,000円は、第2号被保険者の負担分並びに地域支援事業の負担分が交付されるものであります。

第25款県支出金1億9,086万4,000円は、介護給付費に対する県の定率負担分並びに地域支援事業の負担分であります。

第30款繰入金2億8,763万8,000円は、介護給付費、地域支援事業に対する町の負担分並びに職員給与費などであります。

第40款諸収入630万3,000円は、地域支援事業にかかる各種負担金であります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費3,855万2,000円は、主に職員給与費であります。

第10款保険給付費14億8,877万9,000円は、主に施設介護給付サービス費、在宅介護給付サービス費であります。

第15款地域支援事業費8,882万3,000円は、高齢者介護予防関係にかかるものであります。

第20款財政安定化基金拠出金150万4,000円は、国・県・町が3分の1ずつ負担する基金であります。

第25款公債費1,132万8,000円は、鳥取県財政安定化基金への償還金であります。

第90款予備費522万6,000円は、不測の事態に備えるものであります。
以上で議案第36号の提案理由の説明を終わります。

議案第37号 平成18年度大山町介護保険事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本事業は、大山診療所が介護療養型医療施設並びに在宅介護サービス事業者として業務を実施しております。その会計を適正に経理処理をするものであります。

本会計の予算総額を、実績から推計し歳入歳出それぞれ3,782万3,000円と決めました。

歳入から説明をいたします。

第5款サービス収入3,781万8,000円は、各種介護サービス費収入と利用者自己負担金の収入が主なものであります。

第10款使用料及び手数料では、文書料等2,000円計上しております。

第15款繰越金は科目存置で1,000円を、第20款諸収入では、預金利子等を2,000円計上しております。

次に、歳出について説明をいたします。

第5款総務費23万4,000円は、施設管理費に係る旅費、需用費が、主なものであります。

第10款サービス事業費2,013万1,000円は、看護師等の人件費及び各種介護サービス事業に必要な需用費等であります。

第15款予備費1,745万8,000円を計上して不測の事態に備えるものであります。以上で議案第37号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第38号 平成18年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、光徳地区の下水処理施設建設費並びに管路新設工事費と現在稼動している16カ所の処理施設の維持管理に要する経費を計上しております。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,248万円と定めております。第2条では地方債について、限度額を2億6,890万円と定めております。第3条では一時借入金の借入限度額を3億円と定めております。

内容について歳入から説明します。

第5款分担金及び負担金4,509万3,000円は光徳処理区、名和处理区の下水接続負担金を計上しております。

第10款使用料及び手数料8,854万8,000円は農業集落排水使用料を計上しております。

第15款県支出金の2億4,240万円は農業集落排水事業の下水処理施設と管路新設工事に対する補助金であります。

第25款繰入金の4億1,552万円は事業費から補助金と起債を引いた額並びに起債の償還に充当する金額を一般会計から繰入しております

第30款繰越金に1,000円を計上して科目存置しております。

第35款諸収入の1,201万8,000円は消費税還付金と県道改修に伴う下水道管移転補償費が主なものであります。

第40款町債の2億6,890万円は農業集落排水事業債であります。

次に歳出について説明します。

第5款事業費の7億1,090万4,000円は16カ所の施設の維持管理費、光徳地区の下水処理施設建設、下水管路新設、下水管新設工事に伴う水道管移転補償費等が主なものであります。

第10款公債費の3億6,097万6,000円は起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金の10万円は農業集落排水使用料還付金を計上しております。

第90款予備費の50万円は不測の事態に備えるものであります。

以上で議案第38号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第39号 平成18年度大山町公共下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、名和浄化センターのOD槽の増設、下水管路の新設工事及び下水処理施設の維持管理に要する経費を計上した予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,219万7,000円と定めております。

第2条では地方債について、限度額を1億8,450万円と定めております。

第3条では一時借入金の限度額を3億円と定めております。内容について歳入から説明します。

第5款分担金及び負担金の3,077万円は大山処理区、名和处理区の下水接続負担金を計上しております。

第10款使用料及び手数料の9,080万1,000円は公共下水道使用料を計上しております。

第15款国庫補助金の1億175万円は名和处理区のOD槽増設並びに管路新設工事に対する補助金であります。

第20款繰入金の3億2,563万1,000円は事業費から補助金と起債を引いた額並びに起債の償還に充当する金額を一般会計から繰入しております。

第25款繰越金に1,000千円を計上して科目存置しております。

第30款諸収入の874万4,000円は消費税還付金と宮川改修工事に伴う下水管移転補償費が主なものであります。

第35款町債の1億8,450万円は公共下水道事業債並びに資本平準化債であり

ます。

次に歳出について説明します。

第5款事業費の4億2,112万6,000円は施設の維持管理、名和浄化センターのOD槽増設、名和处理区の下水管路新設、下水管新設工事に伴う水道管移転補償費等が主なものであります。

第10款公債費の3億1,977万1,000円は起債の元利償還金及び一時借入金利子を見込んでおります。

第15款諸支出金の30万円は下水道使用料還付金を計上しております。

第90款予備費の100万円は不測の事態に備えるものであります。以上で議案第39号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第40号 平成18年度大山町風力発電事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、風力発電所施設の運転管理、施設管理に要する歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,374万円とするものであります。

歳入の主なものは、地方債借入金の償還金利子補助金165万1,000円、前年度繰越金1,500万円、売電収入2,708万7,000円であります。

歳出は、維持管理費、起債償還費、予備費に区分して整理しています。

維持管理費は、款5総務費2,795万円で、主なものは、発電所の保守点検に係る電気主任技術者賃金156万円、委託料405万5,000円、基金積立金2,000万円であります。起債償還費は、款10公債費330万3,000円で、町債の償還利息であります。なお、元金の償還は、平成19年度から始まります。

予備費は、款15予備費で、不測の事態に対処するための財源として1,248万7,000円を確保するものであります。以上で、議案第40号の説明を終わります。

議案第41号 平成18年度大山町温泉事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、なかやま温泉にかかる、温泉の販売、温泉館の管理運営等を行うための特別会計の当初予算につきまして、議決をお願いするものであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,247万円を計上しております。

歳入の主なものはナスパルタウンの温泉使用料75万6,000円、温泉館の使用料3,931万3,000円、温泉館における販売収入180万円であります。一方歳出であります。温泉館の管理運営経費として4,247万円を計上いたしております。以上で議案第41号提案理由の説明を終わります。

次に、議案第42号 平成18年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成18年度に行う土地の売り払いと、分譲地の管理費、販売促進費、分

譲地内の測量委託費、ゴミ置場の整備費、売却による借入金の返済、予備費を主に計上した予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,515万1,000円と定めております。

歳入から説明します。

第5款財産収入3,476万円は分譲地の土地売り払いによる財産収入であります。

第15款繰越金5,039万円は前年度繰越金であります。

次に歳出について説明します。

第5款宅地造成事業費の598万3,000円の主なものは、分譲地の管理費、販売促進にかかる費用、分譲地内の測量等委託費、ゴミ置場等の整備に要する工事費を計上しております。

第10款公債費6,116万8,000円は起債の元利償還金であります。

第20款予備費は1,800万円を見込んでおります。以上で議案第42号の提案理由の説明を終わります。

議案第43号 平成18年度大山町中山財産区特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成18年度の中山財産区の山林原野等を適切に管理するために必要な経費を主に計上した予算であります。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ221万2,000円と定めております。

はじめに、歳入からご説明いたします。

第10款財産収入は84万7,000円で、主なものは国営農地造成事業による貸付地（小黑団地）等への土地貸付収入と道路工事用地への土地売払収入であります。

第20款繰越金は、136万2,000円であります。諸収入は、預金利子雑入あわせて3,000円あります。

次に、歳出についてご説明いたします。第5款総務費は、49万8,000円で、主なものは下排水事業費に係る上中山・下中山財産区へ繰出金10万5,000円と財産区事務にかかる一般会計への繰出金10万円を計上しております。

第10款林業費は、166万4,000円で、主なものは、項5林業費、目2林業振興費の管理作業に係る機器借上料50万円を計上いたしました。

第90款予備費は、5万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。以上で、議案第43号の提案理由の説明を終わります。

議案第44号 平成18年度大山町上中山財産区特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成18年度の上中山財産区の山林原野等を適切に管理するために必要な経費を主に計上した予算であります。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ231万2,000円と定めております。
はじめに、歳入からご説明いたします。

第10款財産収入は、180万2,000円で、主なものは家畜改良センター鳥取牧場（和牛センター）等への土地貸付と道路用地への土地売却収入であります。

第15款繰入金の7万5,000円は、中山財産区特別会計からで、下排水事業費助成にかかるものであります。

第20款繰越金は、38万6,000円であります。第25款諸収入は、4万9,000円であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

第5款総務費は、63万9,000円で、主なものは項5総務管理費、目1管理会費に、下排水整備助成金25万円、財産区事務にかかる一般会計への繰出金10万円を計上いたしました。

第10款林業費は、162万3,000円で、主なものは項5林業費、目2林業振興費の賃金140万円で、自主造林地の枝打ち等にかかる管理費として計上いたしました。

第90款予備費は、5万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。
以上で、議案第44号の提案理由の説明を終わります。

議案第45号 平成18年度大山町下中山財産区特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成18年度の下中山財産区の山林原野等を適切に管理するために必要な経費を主に計上した予算であります。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ109万3,000円と定めております。

はじめに、歳入からご説明いたします。

第10款財産収入は61万1,000円で、主なものは項5財産運用収入、目1財産貸付収入の家畜改良センター鳥取牧場（和牛センター）等への土地貸付料であります。

第15款繰入金の3万円は、中山財産区特別会計からで、下排水事業助成にかかるものであります。

第20款繰越金は、45万円であります。第25款 諸収入は、2,000円で預金利子と雑入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第55款総務費は、48万7,000円で、主なものは項5総務管理費、目1管理会費の下排水整備助成金10万円、財産区事務に係る一般会計への繰出金10万円です。

第10款林業費は、55万6,000円で主なものは項5林業費、目2林業振興費

の賃金 28 万円、草刈等委託料 21 万円で、自主造林地の管理費として計上いたしました。

予備費は、5 万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。以上で、議案第 45 号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 46 号、平成 18 年度大山町逢坂財産区特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成 18 年度の逢坂財産区の山林原野等を適切に管理するために必要な経費を主に計上した予算であります。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ 82 万 3,000 円と定めております。

はじめに、歳入からご説明いたします。

第 10 款財産収入は、18 万 2,000 円で、主なものは項 5 財産運用収入、目 1 財産貸付収入の国営農地造成事業による貸付地等への土地貸付収入であります。

第 20 款繰越金は、64 万円であります。第 25 款諸収入は、雑入 1,000 円あります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第 5 款総務費は、49 万 9,000 円で、主なものは項 5 総務管理費、目 1 管理会費に公共下水道整備助成金 10 万円、財産区事務に係る一般会計への繰出金 10 万円を計上いたしました。

第 10 款林業費は、27 万 4,000 円で、主なものは項 5 林業費、目 2 林業振興費の賃金 14 万円で自主造林地の管理費として計上いたしました。

第 90 款予備費は、5 万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。以上で、議案第 46 号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 47 号 平成 18 年度大山町水道事業会計予算について説明を申し上げます。主な事業といたしましては、公共下水道事業、集落排水事業による水道管の移転工事であります。

はじめに、収益的収入及び支出より説明をいたします。

水道事業収益の営業収益でございますが、主なものは給水収益の水道使用料で 2 億 2,329 万 5,000 円、開拓水道、消火栓の管理負担金として、その他営業収益は他会計負担金等で 932 万 4,000 円、営業外収益では、補助金の他会計補助金に一般会計より企業債利息の補助で 788 万 5,000 円を計上し、水道事業収益の合計を 2 億 4,064 万 5,000 円といたしております。

次に、水道事業費用でございますが、主なものといたしまして営業費用の原水及び浄水費は、水源地の電力料と水質検査の委託料等で 2,648 万 7,000 円、配水及び給水費は、職員 3 名分の人件費と配水管等の修繕費等で 4,879 万 9,000 円、総係費は、職員 3 名分の人件費と水道固定資産台帳リース料等で 3,057 万 8,

000円、減価償却費につきましては、9,314万3,000円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息等で6,329万7,000円、また、本年度も予算編成につきまして消費税の支払が発生し617万5,000円を計上し水道事業費用の合計を2億6,979万3,000円といたしております。

続いて、資本的収入及び支出でございますが、収入では企業債2,320万円を老朽管更新工事のため計上し、負担金の他会計負担金9,497万円は公共下水道事業、集落排水事業等の管路工事の水道管移転工事補償費であります。次の補助金の他会計補助金1,245万6,000円は企業債の元金の補助を一般会計より受け入れるものであります。

最後に、支出につきまして、建設改良費の固定資産購入費に大山地区の滅菌器の改修工事費等で270万8,000円、配水管設備改良費は設計委託料と、工事請負費で、名和地区公共下水道事業、集落排水事業による水道管移転工事費と中山地区の老朽管更新工事費など1億5,484万4,000円を、企業債償還金の元金償還金として8,703万5,000円を計上しております。本年も安全な水の供給に向けて取り組んでいく所存であります。以上で議案第47号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第48号 平成18年度大山町索道事業会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山中の原スキーリフト並びに中の原スキーセンターを中心とした索道事業についての当初予算につきまして、提案するものであります。

業務の予定量は、前年計画と同様、スキーリフト輸送延べ人員で126万人、中の原スキーセンター利用人員5万5,000人を見込んでおります。

これにより、収益的収入の予算額を2億5,910万円とし、その内訳としましては、リフト運営による索道事業収益2億170万円、食堂等付帯事業収益5,740万円としております。一方、収益的支出につきましては、予算額を2億3,892万9,000円とし、その内訳は、リフト運営による索道事業費用1億8,465万8,000円食堂等付帯事業費用5,426万1,000円でございます。

以上により、収益的収入支出の差し引き2,018万1,000円の利益を見込んでおります。これは17年度決算見込みをやや上回る水準を見込んでいるものであります。

次に、資本的支出でございますが、建設改良費に非常用放送設備更新のため84万円を計上いたしております。

全国的にスキー場経営は厳しさを増す一方で、大山も例外ではありませんが、更なる経費節減、入場者増加策の推進等に努め、収益の向上を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） それでは、平成18年度大山町索道事業会計予算の詳細

細につきましてご説明いたします。

予算書の20ページ、収入及び支出の見積書でご説明いたします。

まず、収益的収入ですが、平成17年度予算と同水準の収入見積もりといたしております。これは、来シーズンもスキー場来場者が飛躍的に伸びる要素が認められないことから、17年度実績見込み等を勘案し、索道事業収益の営業収益中、運輸収益を2億円と見込んだところであります。附帯事業収益では、食堂営業収益をこれも前年と同水準の5,700万円と見込み、収入合計を前年度予算より20万円多い2億5,910万円といたしました。

続いて収益的支出ですが、22ページをご覧ください。

まず、索道事業費用ですが、前年度より約424万円弱少ない1億8,465万8,000円の計上といたしました。営業費用の索道運転費用は直接リフトの営業に必要な経費でして、季節従業員の賃金、索道施設の補修経費、運転にかかります燃料費、光熱水費、土地の賃借料等が主なものとなっています。今年度は第4リフトの減速機やモーターなどのオーバーホールに約750万円を見込んでおりますけれども、経費の圧縮、減価償却費の減少などによりまして、前年度より約424万円の減としております。

24ページに移りまして運輸管理費はリフト券発行の経費が主なもので109万1,000円の計上でございます。

次に旅客誘致費でございますが、誘客宣伝費用と各種団体等の負担金で、369万円の計上としております。

続いて、一般管理費ですが、嘱託2名を含みます職員の人件費を中心とした管理費用とスキー場管理組合の負担金1,600万円等の計3,860万1,000円でございます。

27ページに移りまして、有形固定資産減価償却費ですが、リフト施設及び関連施設、機械器具の減価償却費用でありまして、3,499万8,000円の計上でございます。

営業外費用は消費税等で1,034万5,000円でございます。

28ページの附帯事業費用に移ります。これは中の原スキーセンターの運営費であります。まず食堂営業費用の総係費ですが、食堂従業員16名の賃金手当、スキーセンターの屋根の雪ずり対策部品を中心とした備用品費、光熱水費、売店や自販機の商品仕入れにかかります商品購入費800万円、食堂の食材仕入れにかかります原材料費等合わせまして計4,789万1,000円でございます。

次に有形固定資産減価償却費ですが、中の原スキーセンターの減価償却費用でございまして617万円の計上しております。これも現金の支出はございません。

附帯事業費用合計では前年度より146万9,000円増の5,426万1,000円の計上としております。以上支出合計が前年度比277万円減の2億3,891万9,000円となりまして、町長もご説明いたしましたが、収入との差額2,018万1,000円の純利益を見込んでおります。

次に、30ページの資本的支出でございますが、建設改良費の営業設備費に非常用設備の

更新経費として84万円を計上いたしております。この財源は、過年度損益勘定留保資金等で補填をいたします。以上ご説明いたしましたことを18ページにございます、平成18年度大山町索道事業会計予定貸借対照表にまとめておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、18年度末の繰越欠損金は、5億4,870万9,000円となることを見込んでおりますので申し添えます。以上でご説明を終わります。

○町長（山口 隆之君） 続きまして議案第49号 平成17年度大山町一般会計補正予算（第7号）提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町税の収入見込み額の増額、地方譲与税等の交付金の確定、地方債の額の変更及び追加のほか、事業計画の変更等により、現時点での財政見通しに変更が生じたので、歳入歳出予算の過不足を調整するため提案するものであります。

この補正予算第7号は、既定の歳入歳出予算の総額から、4億1,098万5,000円を減額し、歳出予算の総額を100億1,716万1,000円といたしております。

次に、第1表を歳入から各款を追ってご説明申し上げます。

第5款町税の3,677万1,000円の増額は、町民税法人税割の増が主なものであります。

第10款地方譲与税、第15款利子割交付金、第16款配当割交付金、第17款株式等譲渡所得割交付金、第18款地方消費税交付金、第20款ゴルフ場利用税交付金及び第25款自動車取得税交付金は、それぞれ交付見込み額を増減調整しております。

第35款地方交付税の2億円の増額は、普通交付税の調整額交付及び特別交付税の交付見込み額の増によるものであります。

第45款分担金及び負担金の176万4,000円の減額は、広域入所負担金の実績見込みによる減が主なものであります。

第50款使用料及び手数料の256万6,000円の減額は、戸籍住民台帳費手数料の実績見込みによる減が主なものであります。

第55款国庫支出金の1,837万5,000円の減額は、第5項の国庫負担金で保険基盤安定負担金の917万5,000円の増、知的障害者保護費負担金の550万円の減、児童措置費国庫負担金の301万5,000円の増、第10項の国庫補助金で、オルソ画像地形図作成事業の減に伴う合併市町村補助金253万1,000円の減、町道末長押平線及び押平所子線の事業量の減に伴う地方道路整備臨時交付金2,739万円の減、補助単価の増による学校多目的教室施設補助金377万4,000円の増が主なものであります。

第60款県支出金の3,712万2,000円の減額の主なものは、第10項県補助金で、住宅用太陽光発電システム導入促進補助金の302万4,000円、中山間

地域等直接支払推進事業補助金 5 2 4 万 5, 0 0 0 円、就農基盤整備事業補助金 6 4 8 万 9, 0 0 0 円、チャレンジプラン支援事業補助金 3 2 4 万 5, 0 0 0 円、公共下水道事業推進基金造成事業費補助金 6 7 3 万 9, 0 0 0 円であります。

第 6 5 款財産収入の 5 7 5 万 2, 0 0 0 円の減額は、分譲宅地売却収入の減によるものが主なものであります。

第 7 5 款繰入金の 2 億 9, 3 5 6 万 3, 0 0 0 円の減額は、第 5 項特別会計繰入金で、決算見込みにより老人居室等整備資金事業特別会計繰入金 1 0 万円の減及び老人保健特別会計繰入金 2 5 0 万 3, 0 0 0 円の増、第 1 0 項基金繰入金で財政調整基金 1 億 7, 7 6 2 万 7, 0 0 0 円及び減債基金繰入金 1 億 1, 8 3 3 万 9, 0 0 0 円の取り崩しを取止めたものであります。

第 8 5 款諸収入の 7, 4 4 0 万 6, 0 0 0 円の減額は、第 1 5 項貸付金元利収入で、中小企業小口融資貸付金元利収入等 5, 6 9 8 万 7, 0 0 0 円の減、第 2 5 項雑入で、町道末長押平線の事業量の減に伴う阿弥陀川橋梁架け替えに伴う補償費 2, 3 5 9 万 2, 0 0 0 円の減等によるものであります。

第 9 0 款町債の 2 億 9 9 0 万円の減額は、事業費の確定見込みにより起債の借入額を調整しております。

次に歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、それぞれの事業の実績見込みにより増減補正を行っておりますが主なものを説明させていただきます。

第 5 款議会費の 1, 1 9 7 万 6, 0 0 0 円の減額は、議員期末手当 6 2 3 万 9, 0 0 0 円の減が主なものであります。

第 1 0 款総務費では 5, 0 5 5 万 5, 0 0 0 円の減額であります。その主なものを申し上げます。

第 5 項総務管理費の一般管理費では、複写機借上料 1 5 0 万円を、文書広報費では広報だいせん印刷製本費の 1 0 6 万円を、企画費では、総合計画書概要版印刷製本費の 3 4 2 万 6, 0 0 0 円、情報通信基盤整備事業工事設計監理等委託料の 3 1 5 万 9, 0 0 0 円、太陽光発電導入促進事業補助金の 6 0 4 万 7, 0 0 0 円を、電子計算費ではコンピューター保守等業務委託料の 2 8 9 万円を減額いたしております。公共交通対策費では、地方バス路線維持対策補助金 2 9 2 万 7, 0 0 0 円を増額しております。

第 1 0 項徴税费では、地籍図修正委託料 1 2 6 万円、オルソ画像、地形図作成業務委託料 2 5 3 万 1, 0 0 0 円を減額いたしております。

第 1 5 項戸籍住民台帳費では、住基かド発行処理業務委託料 1 5 万円を減額いたしております。

第 2 0 項選挙費では、町長及び町議会選挙をはじめとする各種選挙の実績見込みにより 8 2 0 万 7, 0 0 0 円減額いたしております。

第15款民生費では3,192万8,000円の減額であります。その主なものといたしましては、第5項社会福祉費の社会福祉総務費で、特別医療費165万5,000円、子育て支援医療費助成事業137万9,000円を減額しております。また、国保事業特別会計事業勘定の繰出金693万8,000円を増額しております。老人福祉費では、敬老会・金婚式等の食糧費100万9,000円、老人施設入所措置委託料229万円、食の自立支援事業177万5,000円、単位老人クラブ事業補助金128万円、家族介護用品支給192万7,000円の減額となっております。また、介護保険事業特別会計繰出金382万7,000円を増額いたしております。障害者福祉費では、施設訓練支援費を実績見込みにより1,100万円減額いたしております。

第10項児童福祉費の児童措置費では、児童手当の減により536万円を、保育所費では、時間外勤務手当500万円、臨時職員賃金401万1,000円、大山保育所施設補修工事138万7,000円を減額いたしております。

第20款衛生費の3,692万4,000円の減額の主なものは、第5項保健衛生費の予防費で委託料266万9,000円、環境衛生費で西部広域行政管理組合負担金36万2,000円の減額をいたしております。

第10項清掃費の塵芥処理費で指定ごみ袋購入枚数の減のため消耗品を412万9,000円、混合粗大ごみ処理量の減のため手数料を129万1,000円、大山地区から境港市へ委託しております廃棄物焼却処理業務委託料を実績見込みにより1,020万5,000円、名和クリーンセンターのダイオキシン類測定分析業務委託料370万1,000円、西部広域行政管理組合負担金937万3,000円を減額いたしております。第15項上水道費では、課簡易水道事業特別会計繰出金12万円の減額となっております。

第30款農林水産業費の6,879万2,000円の減額の主なものは、第5項農業費の農業総務費で時間外勤務手当80万円、農業振興費で、中山間地域等直接支払推進事業交付金707万3,000円、チャレンジプラン支援事業費補助金486万9,000円、就農基盤整備補助金973万円、担い手農地情報活用集積促進事業費補助金150万円、農地費で負担金1,532万9,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金1,499万4,000円の減額となっております。農業施設運営費では、大山農業者トレーニングセンター天井修繕307万円を追加しております。

第35款商工費は、5,782万5,000円の減額であります。その主なものは、第5項商工費の商業振興費で、中小企業小口融資貸付金2,288万1,000円、同和地区中小企業特別融資貸付金2,706万9,000円、中小企業設備資金貸付金703万7,000円を、観光費では、時間外勤務手当148万4,000円を減額しております。

第40款土木費の8,302万9,000円の減額の主なものは、第10項道路橋梁費の道路維持費で、草刈等作業委託料124万円、町道維持補修工事150万円、道路新設改良費で単町事業測量等委託料200万円、単町事業道路改良工事230万円、町道押平末長線道路工事6,720万円、県道整備事業負担金505万5,000円の減額となっています。

第20項港湾費で鳥取県への逢坂港改良工事負担金300万1,000円を追加計上しています。

第25項住宅費では、住宅管理費の手数料4万2,000円の減となっています。

第30項下水道費では、公共下水道費で公共下水道事業推進基金造成事業費県補助金の減に伴い、公共下水道事業推進基金積立金を673万9,000円減額いたしております。

第45款消防費の691万4,000円の減額の主なものは、西部広域行政管理組合負担金510万円、分団旗作成費9団分103万円となっております。

第50款教育費の6,304万2,000円の減額の主なものは、第5項教育総務費の教育振興費でスクールバス購入費185万円、第10項小学校費の学校管理費で、臨時職員賃金318万7,000円、中山小学校大規模改造工事設計業務委託料125万1,000円、中山小学校コンピューターリース料204万1,000円、年額変更に伴う中山小学校30人学級協力金100万円、同じく年額変更に伴う中山小学校少人数学級協力金170万円を減額しております。第15項中学校費では、灯油代の高騰に伴う燃料費114万7,000円の増額、中山中学校コンピューターリース料203万1,000円、年額の変更に伴う名和中学校33人学級協力金200万円の減、学校建設費では実績により学校給食センター改築及び多目的教室新築工事2,095万円の減額となっています。第20項社会教育費の社会教育総務費では、実績に伴う各種謝礼金315万2,000円の減、同和教育費では地域改善対策高等学校進学奨励交付金132万円の減となっています。

第25項保健体育費では、中山武道館下水道接続工事の中止による397万2,000円の減、実績に伴う大山学校給食センター施設備品152万5,000円の減となっております。

第2表の繰越明許費は中山間地域活性化事業の480万円、県営畑地帯総合整備事業の1,560万5,000円、県営農免農道整備事業の1,608万円、団体営基盤整備促進事業の1,443万6,000円、県道整備事業の412万5,000円、県営逢坂港改修事業の93万8,000円、大山歴史の道整備活用事業の344万8,000円を追加するものであります。

第3表の地方債補正は、逢坂港改修事業に係る一般公共事業債300万円の追加と合併特例債の限度額を3億6,210万円に、県営畑地帯総合開発事業債の限度額を

3, 340万円に、農免農道整備事業債の限度額を930万円に、辺地対策事業債の限度額を1, 180万円に、臨時地方道整備事業債（一般分）の限度額を7, 770万円に、臨時地方道整備事業債（特定分）の限度額を5, 780万円に、地域再生事業債を0円に、補助災害復旧事業債の限度額を220万円に、合併推進事業債の限度額を3, 840万円に自然災害防止事業債の限度額を290万円にそれぞれ変更するものであります。

人件費の補正につきましては、給与費明細書の136から138ページに記載のとおりであります。2, 224万9, 000円の減額補正となっております。以上で、議案第49号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第50号 平成17年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242万3, 000円を減額し、歳入歳出それぞれ469万3, 000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明をいたします。

第10款使用料及び手数料の232万3, 000円の減額は使用料収入の減額見込みによるものであります。

第20款繰入金の12万円は実績見込みによるものであります。

第25款繰越金の2万は前年度繰越金を計上しております。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費の242万3, 000円の減額は、施設の維持管理費の実績見込みにより調整しております。以上で議案第50号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。再開は15分にしたいと思います。

午後2時5分休憩

午後2時15分再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。

○町長（山口 隆之君） それでは引き続き提案理由のご説明を申し上げます。

議案第51号 平成17年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ38万3, 000円を減額し、歳入歳出それぞれ6, 398万7, 000円とするものであります。

補正内容について、歳入から説明をいたします。

第5款県支出金54万の減額は、県補助金の減額によるものであります。第10款繰入金8万3, 000円の減額は、償還事務費の減額に伴う一般会計繰入金の減額に

よるものであります。

第20款諸収入24万円の増額は、貸付金元利収入の増によるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費38万3,000円の減額は、事務費の減額によるものであります。

以上で、議案第51号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第52号 平成17年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,794万6,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第5款分担金及び負担金10万8,000円は開拓水道施設管理負担金を見込んでおります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費の10万8,000円の追加は、第5項総務管理費の修繕料60万の増額と水質検査手数料16万円の減額、清掃業務委託料20万円の減額等を調整しております。以上で議案第52号の提案理由の説明を終わります。

議案第53号 平成17年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ23万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,441万円とするものであります。補正の内容について歳入からご説明いたします。

第5款使用料18万6,000円、第10款諸収入の消費税還付金を4万6,000円それぞれ減額いたしております。

次に歳出について説明いたします。

総務費23万2,000円を減額しております。これは、施設管理費におきまして燃料費、役務費を40万円増額いたしております。また光熱水費、修繕料で55万円、施設保険料で2万3,000円、公課費で5万9,000円を減額するものであります。以上で、議案第53号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第54号 平成17年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、予算の総額を3万9,000円とするものであります。

補正予算の内容は、歳入については老人居室整備資金貸付元利収入を今後の収入見込みから10万円減額するものであります。

歳出については、一般会計繰出金を10万円減額するものであります。以上で、議

案第 5 4 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 5 5 号 平成 1 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 5, 3 7 7 万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 2 0 億 9, 6 6 2 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

事業勘定の歳入から説明をいたします。

第 5 款国民健康保険税 6, 0 4 7 万円の減は、本算定に伴う減額と徴収実績見込みによるものであります。

第 1 5 款国庫支出金 1, 4 2 2 万 8, 0 0 0 円の増は、現年度分の実績見込み分と前年度実績よる療養給付費負担金 1, 3 7 8 万 3, 0 0 0 円の増と高額医療費共同事業負担金 4 3 万 2, 0 0 0 円の増で、拠出金の額の確定したことに伴うものが主なものであります。

第 2 0 款療養給付費等交付金 5, 4 2 0 万円の増は、退職被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の増によるものであります。

第 2 5 款県支出金 4 3 万 9, 0 0 0 円の増は、高額医療費共同事業負担金の増で拠出金の額の確定したことに伴うものであります。

第 3 0 款共同事業交付金 1, 5 5 3 万 2, 0 0 0 円の増は、高額医療費共同事業交付金の増で額の確定によるものであります。

第 4 5 款繰入金 2, 9 8 4 万 1, 0 0 0 円の増は、一般会計繰入金の内保険基盤安定繰入金及び職員給与分の増と出産育児一時金を実績見込みにより減額するものであります。なお、国保基金から 2, 2 9 0 万 4, 0 0 0 円を繰入して歳入歳出の調整を図っております。

次に歳出について説明いたします。

第 5 款総務費 2 0 7 万 2, 0 0 0 円の減は、レセプト保管庫購入後の不用額の減が主なものであります。

第 1 0 款保険給付費 5, 2 3 9 万 3, 0 0 0 円の増は、退職被保険者に係る療養給付費及び一般被保険者に係る療養費の増、レセプト件数の増に伴う審査支払手数料の増、退職者被保険者に係る高額療養費の増、出産育児一時金並びに葬祭費の減額等、実績見込みにより調整するものであります。

第 2 5 款共同事業拠出金 1 7 1 万 8, 0 0 0 円の増は、高額医療費共同事業医療費拠出金の増が主なもので、額の確定によるものであります。

第 3 0 款保健事業費 1 7 3 万 1, 0 0 0 円の増は、各種健康づくり事業実施に伴う事業費の不用額の減と人間ドック検診委託料が不足するため増額するものであります。以上で議案第 5 5 号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第 5 6 号 平成 1 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第

3号) について提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3,072万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5億1,421万5,000円とするものであります。

歳入から説明いたします。

第30款繰越金3,072万4,000円の増は、前年度の決算によるものであります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費922万6,000円の減は、時間外勤務手当の減、医師等の謝金の減、施設管理委託料の減であります。

第10款医業費329万3,000円の増は、医療機器の修繕費、医薬材料代の不足がみこまれるため増額するものであります。

第20款予備費3,665万7,000円を増額して、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第56号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第57号 平成17年度大山町老人保健特別会計補正予算(第2号) について提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ220万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億7,378万6,000円とするものであります。

この補正予算の主なものは、今年度中の老人医療費の実績見込み及び前年度実績により、歳入歳出を調整するものであります。

歳入から説明をいたします。

第10款国庫支出金209万3,000円の減は、前年度医療費実績による国庫負担金の減であります。

第15款県支出金11万円の減は、前年度医療費実績による県負担金の減であります。

歳出におきまして第5款医療諸費では、医療給付費の不足が見込まれるため、100万円の増額と医療費支給費を決算見込みにより100万円減額をして調整いたしております。

第10款諸支出金220万3,000円の減は、前年度実績により国庫支出金返還金410万円の減額と県支出金返還金60万7,000円の減額及び一般会計への繰出金250万4,000円の増額であります。以上で議案第57号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第58号 平成17年度大山町介護保険特別会計補正予算(第3号) について提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,812万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,963万円とするものであります。

この補正予算は、年度内の保険給付費の不足が見込まれるため、増額補正するものがあります。

歳入から説明をいたします。

第15款国庫支出金540万円の増は、保険給付費の増額に伴うものであります。

第20款支払基金交付金640万円の増は、保険給付費の増に伴うものであります。

第25款県支出金250万円の増は、保険給付費の増額に伴うものであります。

第30款繰入金382万7,000円の増は、保険給付費の町負担分を一般会計から繰入れるものであります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費187万3,000円の減は、臨時職員を雇用しなかったための共済費及び賃金の減と、委託料25万円の減であります。

第10款保険給付費2,000万円の増は、今後必要な介護サービス費、特定入所者介護サービス費を増額するものであります。以上で議案第58号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第59号 平成17年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,725万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億6,031万8,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第5款分担金及び負担金60万円は分担金収入の増を見込んでおります。

第10款使用料及び手数料305万円は使用料収入の増を見込んでおります。

第15款県補助金252万5,000円は光徳地区農業集落排水事業に対する補助金の増額であります。

第25款繰入金1,499万4,000円は一般会計繰入金からの繰入金の減額であります。

第35款諸収入234万円は消費税還付金の額の確定による減額であります。

第40款町債3,610万は事業費の減額により、農業集落排水事業債の借入額を減らしております。

次に歳出について説明いたします。

第5款事業費の4,725万9,000円の減額は、第5項総務管理費の消費税の予定納税額が必要なくなり1,068万9,000円の減額、第10項農業集落排水事業費、第2目農業集落排水施設管理費で施設管理に必要な経費を実績見込みにより689万7,000円の減額、第2目農業集落排水施設整備費で委託料950万の減額、工事請負費1,320万の減額、水道管等移転補償費430万の減額が主なものであります。

第2条地方債の補正で3,610万円の借入額を減額し借入限度額を2億4,980万円と定めております。以上で議案第59号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第60号 平成17年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,597万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億6,470万6,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第5款分担金及び負担金660万円は分担金収入の増を見込んでおります。

第10款使用料及び手数料411万6,000円は下水道使用料収入の増を見込んでおります。

第15款国庫支出金2,353万円は公共下水道事業に対する補助金の増額であります。

第30款諸収入266万8,000円の減額は消費税還付金の額の確定による減額が主なものであります。

第35款町債560万円の減額は事業費の調整により、公共下水道事業債の借入額を減らしてあります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費の2,597万8,000円の追加は、第5項総務管理費の消費税の予定納税額が必要なくなり502万円の減額、第10項公共下水道事業費の施設管理に必要な経費の926万8,000円の減額、第2目公共下水道施設整備費で委託料1,440万円の減額等と、工事請負費4,200万円、水道管等移転補償費の1,480万円の増額を調整してあります。

第2条では、翌年度に繰越して使用することができる繰越明許費を7,000万円とするものであります。

第3条では、地方債の限度額を560万円減額し3億8,460万円とするものであります。以上で議案第60号の提案理由の説明を終わります。

議案第61号 平成17年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年2月7日、夜、発生した雷によって、送電施設の通信機器に急激な電氣的負荷がかかり、機器が損傷したための復旧経費と平成17年度事業の決算見込みのとりまとめにより、歳入歳出予算を調整する必要が生じたため提案するものであります。

この補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額に1,003万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,063万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとしては、第15款諸収入998万4,000円の追加であります。

雷被害から復旧までの売電収入減を加味した収益事業収入162万6,000円の減額と雷被害復旧経費として災害共済保険金1,160万9,000円を追加したことによるものであります。

歳出の主なものとしては、第5款総務費において、建設事業費確定に伴う新エネルギー産業技術開発機構補助金の精算を予想していましたが、協議の結果必要なくなったための減額500万円と決算見込みによる各節の減額、そして、款15予備費において1,609万6,000円を追加し、財源調整をしています。

なお、雷被害の復旧にかかる予算措置は、需用費、修繕料に予備費を充用して対応いたしました。以上で、議案第185号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第62号 平成17年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万5,000円を増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,213万3,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第10款繰越金を決算見込みにより18万5,000円増額し、63万1,000円といたしております。

次に歳出について説明いたします。

第5款温泉館費第5項温泉館運営費第1目温泉館運営費でございますが、決算見込みによります調整で、賃金を10万円の減、報償費を17万2,000円の減額とし、需用費の内、消耗品を18万5,000円の増、燃料費47万2,000円の増、光熱水費20万円の減額を行っております。以上で、議案第62号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第63号 平成17年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額5,359万6,000円に歳入歳出それぞれ7,967万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,326万7,000円とするものであります。

歳入から説明します。

第5款財産収入1,037万6,000円の増額は、販売区画数が見込みより増えたことによるものであります。

第15款繰越金6,885万6,000円の増額は前年度繰越金であります。

第20款諸収入43万9,000円の増額は、消費税還付金であります。

次に歳出について説明します。

第5款宅地造成事業費553万1,000円の減額の主なものは、防災調整池管理

道整備に要する測量等の委託料、工事請負費と分譲地管理に要する補修用材料代等があります。

第20款予備費8,520万2,000円は、繰越金などを新たに全額予算化したものであります。以上で議案第63号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第64号 平成17年度大山町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、収益的収入及び支出、及び資本的収入及び支出を補正するものであります。まず、収益的収入及び支出で、水道事業収益であります。営業収益で給水収益を420万円減額、受託工事収益は、県道改良による水道管移転補償費の増加により112万2,000円の増額、その他営業収益では75万円の減額とし、営業外収益では、補償費を5万円減額し、水道事業収益で387万8,000円の減額で収益合計2億5,227万1,000円としております。

つづいて水道事業費用であります。営業費用で、原水及び浄水費では、動力費等の減により763万8,000円の減額、配水及び給水費も126万円の減額、受託工事費は県道改良による水道管移転工事のため136万5,000円の増額、総係費は、85万円の減額、資産減耗費は、名和地区下水道管路工事に伴う水道管移転工事の既設水道管の除却費を2,352万5,000円を増額し、営業外費用では一時借入金利息60万円を減額し、水道事業費用で1,454万2,000円の増額で費用合計3億5万4,000円としております。

次に、資本的収入及び支出の、収入であります。水道管移転工事費の補償費の減により、他会計負担金を831万2,000円減額し、資本的収入額を1億474万7,000円、支出につきましては、水道管移転工事費の減により、配水管設備改良費を2,856万円の減額、企業債償還金を1,052万7,000円減額し資本的支出額を1億9,184万円としております。以上で、議案第64号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第65号 平成17年度大山町索道事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明をいたします。

内容は、収益的支出の第1款索道事業費用、第1項営業費用、第1目索道運転費用で人工降雪装置の不使用に伴い、燃料費及び光熱水費を各200万円の減額、スキー場セクション管理委託料など200万円の減額、第4目一般管理費で職員の時間外勤務手当50万円の増額などで、合計544万1,000円を減額し、支出合計を2億4,198万1,000円とするものであります。

次に資本的支出であります。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目営業設備費で、過日破壊されました耐火金庫の購入費用として備品購入費を89万3,000円の増額、第3項保証金、第1目保証金で香取開拓農協とのスキー場用地賃貸借契約更新に伴います差

し入れ保証金 2, 200 万円の増額で支出合計を 2, 289 万 3, 000 円とするものであります。この財源は、過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上の補正により、今年度純利益を 544 万 1, 000 円増の 1, 691 万 9, 000 円といたしたところであります。以上で議案第 65 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 66 号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について提案理由の説明をいたします。

障害者自立支援法の施行に伴い、平成 18 年 4 月から新たに市町村において障害の程度区分を審査判定すること等を行うための市町村審査会を設置することが法制化されました。

この市町村審査会事務については、当組合が所掌している介護保険法に基づく審査判定事務と同様の組織体制で処理することが予定されていることに加えて、構成市町村が個別に行うことに比し、効率的な事務の推進、審査判定の平準化等が期待できることから市町村審査会に関する事務を当組合で共同処理するため、規約の変更を行うものであります。

以上で議案第 66 号の提案理由の説明を終わります。以上で説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） 休憩いたします。

午後 2 時 4 2 分休憩

午後 2 時 4 3 分再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。

○町長（山口 隆之君） 申し訳ありません。議案第 61 号におきまして、一部訂正させていただきます。

議案第 61 号 平成 17 年度の大山町風力発電事業特別会計補正予算第 4 号におきまして、歳出の中の款第 15 予備費における金額を 1, 608 万 6, 000 円ということに。

○議長（鹿島 功君） もう一回休憩いたします。

午後 2 時 4 4 分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。

○町長（山口 隆之君） 訂正させていただきます。議案第 185 号と申し上げましたが、議案第 61 号の誤りでございます。よろしくお願い申し上げます。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。次会は、明日、1

4日に会議を開きますので、定刻の9時30分までに本会議場に集合してください。
本日は、これで散会します。

午後2時45分散会
